



あいち



飛鳥村キャラクター
「とびしマン」

- 経営事項審査補助業務及び
建設業許可申請等受付補助業務について
- 事件報道を読み解く—刑事手続の分野から
- ふと思う、ゆえに人なり(1)



愛知県行政書士会キャラクター
コンパクくん

目次

ご挨拶.....愛知県行政書士会 会長 山田 高嗣..... 1

経営事項審査補助業務及び建設業許可申請等受付補助業務について..... 2

事件報道を読み解く.....名城大学法学部 教授 榎本 雅記... 3

ふと思う、ゆえに人なり(1).....名城大学法学部 教授 佐藤 文彦... 6

ちょっと役立ち豆知識.....中央支部 金 恩瑩... 8

お知らせコーナー ライブラリ研修動画一覧.....10

ライブラリ研修申込書.....11

業務相談会のお知らせ.....12

業務相談会申込書.....13

会員訪問記（尾張支部 内山克典支部長）.....会報委員 松永 和範...14

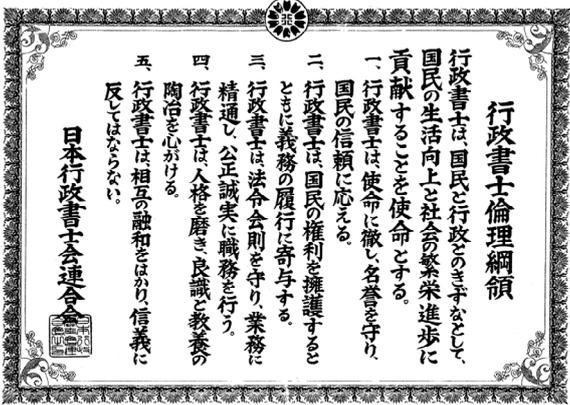
支部だより.....15

事務局だより.....28

会員の動向 新規登録入会者の紹介 他.....31

コスモスあいちコーナー.....37

あとがき.....39



ご挨拶

愛知県行政書士会 会長 山田 高嗣



平成27年度定時総会において会長に選任されました。会長の任において、これまでに出来た事、いまだ道半ばにある事をそれぞれ箇条書きにし、改めて確認しているところです。

昨年来、消費税増税による景気の停滞、物品の値上り、異常気象など不安材料がありましたが、慌ただしく世の中は動いている様に思われます。

私ども行政書士に関しては、行政書士法一部改正により長年の悲願でありました行政不服申立ての代理権が、一定の研修を修了した「特定行政書士」に付与されます。

愛知会も200名程の会員に申込みをして頂きました。7月から始まる4クールの研修をしっかりと運営してまいります。

また、マイナンバー制度が始まり、個人、法人等に個別番号が付され、申込みをされますとマイナンバーカードが発行されます。税務、社会保険関係等公平な義務の履行のための制度として運用

が開始されます。個人情報保護の制度からもマイナンバー法において、厳しい罰則があります。

愛知県行政書士会はもちろん、会員も事業者として補助者、事務員の教育を徹底しなければなりません。まだまだ理解出来ない事が沢山ある矢先に年金機構の個人情報流出問題が起き、益々個人情報保護の難しさを痛感しました。この事も重要課題として取り組んでいきます。

行政書士業務として影響のあるものもあり、新たな業務として勉強会等を開催していかなければなりません。ROBINS確認者にはチャンスだと思います。

同じくマイで始まります行政書士会のマイスター制度について。多岐に渡る業務でそれぞれ専門性をよりレベルアップして、他からの業務の浸食を阻み、仕事の確保を確実にしていくものです。連合会で今後も議論をしていきます。

総会でも、話題になりましたが、行政書士業務の非行政書士による侵害に対しては、色々な方法で、対応していきたいと思います。

さて、明るい話題として、愛知県行政書士会の会員が6月に2,800名を超えました。

また、5月15日に当会の名誉会長でもあります田宮章会員が皇居にて黄綬褒章を受章されました。そして、6月18日連合会の総会前の式典で総務大臣表彰を黒柳清博、仙石秀久、鍋田建治 各会員が受章されました。誠に喜ばしい事です。

27年度は行政書士制度65周年にあたります。周年に相応しい愛知会運営をしていく所存であります。15名の執行部とともに、初心に帰って会務を務めて参りますので、会員皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

経営事項審査補助業務及び 建設業許可申請等 受付補助業務について

建設環境部

愛知県から昭和57年以後継続して当会が受託している「経営事項審査補助業務」は、平成26年度も県内10か所の経審会場において実施され、業務受託した当会から委嘱された会員44名（うち26年度新規参加4名）延652人をもって、大きな事故もなく完了しました。業務要員の皆様お疲れ様でした。ありがとうございました。

その間には、審査に必要とされる情報等の共有を図ることを目的に、業務要員参加必須連絡会を7、12、3月に開催しました。

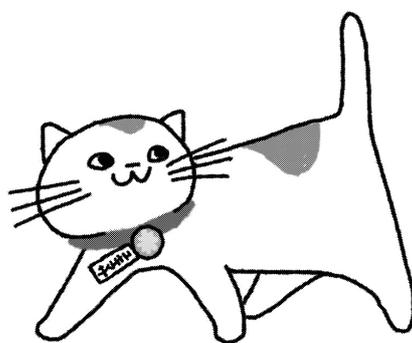
また、27年度に新たに参加を希望する会員の募集に際しては、14名の会員の応募をいただき、2月23日の選考を経て、6名の方を業務要員名簿に登載することになりました。26年度に業務要員であった会員の内から1名が途中辞任、3名の方が26年度をもって退任されたため、27年度の業務要員名簿登載者は、新規6名と継続40名の計46名となりました。

27年度は、法改正に伴う再審査が予定されることから、配置延人数は若干増加するものと思いますが、業務要員の皆様には、この業務の更なる継続受託に向けた重責をお引き受けいただき、事故のない業務の執行にご協力いただきますようお願いいたします。

これとは別に、当会は、27年度新たに「建設業許可申請等受付補助業務」を愛知県から受託することになりました。その実施にあたり、業務に従事する業務要員を募集することになり、会員の皆様に呼びかけたところ20名の会員に応募をいただきました。2月26日の選考を経て、20名全員を業務要員名簿に登載することになりました。この業務は、愛知県庁における建設業許可申請等についての受付事務を補助するもので、開庁日各日に1名の業務要員がその業務に従事するものです。

初年度ということで、大きな期待と大変な不安の中の船出です。業務要員としての並々ならぬ重責をお引き受けいただいた皆様には感謝の言葉のほかありません。

また、会員の皆様には、この二つの受託業務の重要性をご理解いただき、業務要員に惜しみないご協力をいただきますようお願いいたします。



事件報道を読み解く

——刑事手続の分野から

第5回 名張毒ぶどう酒事件（再審手続）

名城大学法学部 教授 榎本 雅記

1. はじめに

刑事手続が一番避けなければならないことは何か。これは言うまでもなく冤罪事件でしょう。その中でも無実の人が死刑とされることは最も許しがたい不正義です。これまで死刑が確定したのちに、再審手続を経て無罪とされた事件が、わが国にはあわせて4件あります（免田、財田川、島田、松山事件）。いずれも戦後間もない1940～50年代に発生した事件で、再審無罪となったのはすべて1980年代のことでした。そして、5件目に一番近いのではないかとされているのが、今回取り上げる名張毒ぶどう酒事件です。掲載した新聞記事（2015年1月9日・日経新聞夕刊名古屋社会面）の日付が物語るように、現在なお事件は終わっていません。長期間にわたる再審審理の手続も相当複雑な経緯をたどっていることが、掲載記事に付された表からもお分かりのことと思います。そこで、本稿ではこの記事を読み解くために、再審手続と本事件の審理経過について解説します。

2. 事件の概要（死刑確定まで）

掲載記事にも簡潔な事件概要がありますので、これもご参照ください。事件は1961年3月28日、三重県と奈良県の県境付近にある集落の公民館で発生しました。生活改善のための集まり「三奈の会」総会終了後、懇親会が始まり、女性にはぶどう酒が振る舞われました。祝杯の直後、ぶどう酒を飲んだ女性たち17名が苦しみだし、そのうち5名が死亡という大惨事となりました。

警察の捜査の結果、ぶどう酒に農薬が混入されていたことが判明、ぶどう酒の購入・搬入にかかわった3名の男性に疑いの目が向けられます。警察は、そのうちの1人奥西勝氏の犯行の疑いが濃厚であると判断します。死亡した5名の女性の中に奥西氏の妻と愛人が含まれていたため、三角関係を清算しようとの動機による犯行ではないかと疑ったからです。厳しい取り調べの結果、奥西氏は、ぶどう酒の王冠を口で開けて農薬を混入したと犯行を自白します。

奥西氏は逮捕・起訴され、津地裁で審理を受けましたが、公判において、捜査段階での自白は強要されたものであるとして、全面否認に転じました。1964年、津地裁は目撃証言やぶどう酒の王冠の状況と、奥西氏の自白との間に矛盾点がある等として無罪の判決を言い渡しましたが、検察側の控訴があり、2審の名古屋高裁は1969年、逆転有罪死刑判決を下しました。奥西氏は、最高裁に上告しますが、最高裁は1972年6月、上告を棄却し死刑が確定しました。

3. 再審手続と本件再審請求の経緯

(1) 再審手続とは

最高裁で刑が確定すると通常の手続はこれで終了、あとは刑の執行のみということになりますが、刑事訴訟法は、特別の手続として第4編で再審手続を規定しています（法435条以下）。

通常手続で有罪が確定した後であっても、その誤りが判明した場合、有罪判決を維持することは正義の観点から到底許されるものでないのは明らかです。そのため、刑訴法は有罪の言い渡しを受けた者の利益のため、再審の請求をすることを許容しているのです。この制度は、不当判決を受けた者の名誉回復もその目的としていますので、裁判の執行終了後でも、また本人の死亡後でも請求することができ、請求できる期間や回数に制限がありません。本件では、掲載記事に第8次請求とありますが、現在はすでに9回目の請求が裁判所に係属中となっています。

再審請求は、原判決をした裁判所に対して行うことになっており（438条）、本件では死刑判決を下した名古屋高裁に請求することになります。そして、裁判所は請求に理由があると判断した場合には再審開始の決定をし（448条）、理由がないと判断した場合は再審請求を棄却します（447条）。再審開始が決定され、それが確定しますと、原判決をした裁判所は裁判のやり直しをすることになります（451条）。

(2) 再審事由

再審が認められるための要件を再審事由と呼び、法律に列挙されています(435条)が、もっとも重要なのは、同条6号の規定です。すなわち、無罪や原判決より軽い罪を認めるべき「明らかな証拠」(証拠の明白性)を「あらたに発見した」(証拠の新規性)とき、という要件です。たとえば、掲載記事中に、今回の第8次請求で弁護側が提出した証拠について、裁判所は「第7次請求での証拠と実質的に同じ」と述べている部分がありますが、これは裁判所が証拠の新規性を否定していることを意味します。

(3) 本件再審手続の経緯

掲載記事の表をご覧になれば分かる通り、第1次から第6次までの再審請求は、すべて棄却されたと簡潔に書かれているのに対して、第7次請求審の経緯が複雑になっています。そして、この7次請求のときこそが、この事件が史上5件目の死刑再審無罪にもっとも近づいたときであったといえるでしょう。

7次請求がなされたのは、2002年のこと。2005年4月にそれに対する注目の決定が名古屋高裁第1刑事部で出されました。決定内容は、再審を開始するというもの。奥西氏の支援者を中心に多くの人は、これで長期間にわたる事件に決着がついたと思えました。再審開始決定が出されれば、その後やり直し審が行われるものの、事実上無罪が決まったと同然だからです。しかし、刑訴法はまだもう一つのハードルを設けていたのです。

再審開始決定に対して不服がある場合、検察官は即時抗告することができます(450条)。高裁の決定に対しては抗告することはできない(428条1項)のですが、即時抗告ができるものについては抗告にかわる異議申立てを同じ高裁に対してできることになっています(428条2項)。本件の場合、名古屋高裁第1刑事部の再審開始決定に対して、検察官は異議申立てを同じ名古屋高裁に行うことができ、この異議審は名古屋高裁の第2刑事部に係属することになりました。

2006年12月の第2刑事部の判断は、「再審請求を棄却する」つまり、第1刑事部の再審開始決定を覆すものでした。刑訴法の手続上、ありうる結論とはいえ、いったん認められた再審開始が、同じ審級の裁判所により覆されたのですから、奥西氏側に与えたダメージの大きさは想像に難くありません。奥西氏側は、最高裁に対して特別抗告しました(433条)。

手続はなお続きます。

最高裁は特別抗告審において、ぶどう酒に混入されたとされる毒物の鑑定について、「科学的知見に基づく検討がされていない」として、この点について再鑑定をするため、審理を名古屋高裁に差し戻す決定を2010年4月に出します。

これを受けた名古屋高裁での差し戻し審では、毒物に関する再鑑定をした上で、2012年5月にあらためて再審請求を退ける判断を下しました。この決定に対しては、さらに奥西氏側は特別抗告ができますが、これについて2013年10月最高裁は退ける判断をし、これによって第7次請求審がすべて終了しました。

第7次の再審請求は以上のような複雑な経緯をたどりましたが、掲載記事の経緯に関する表では、その部分はかなり省略されています。表の2006年12月「同高裁が再審開始決定を取り消し」のあとに、2007年1月「弁護側最高裁に特別抗告」→2010年4月「最高裁が名古屋高裁に審理差し戻し」→2012年5月「名古屋高裁再審請求棄却決定」→2012年5月「弁護側最高裁に特別抗告」→2013年10月「最高裁が特別抗告棄却」という流れになります。

(4) 第8次、第9次請求

あと一步のところ、再審開始が退けられた7次請求でしたが、弁護側はすぐに8次請求を2013年11月に行います。しかし、名古屋高裁第1刑事部は2014年5月に請求棄却、それに対する弁護側の異議申し立てを受けた異議審においても、名古屋高裁第2刑事部は異議申し立てを退けました。この名古屋高裁の異議申し立て棄却を報じるのが、掲載した新聞記事です。これに対して、弁護側は最高裁に特別抗告しましたが、2015年5月にこの特別抗告を取り下げると同時に、第9次再審請求を名古屋高裁に行いました。

4. 争点と再審事件のゆくえ

本稿では、名張毒ぶどう酒事件における再審手続の経緯に注目したため、争点が何かについて解説する余裕がありませんでした。多くの点が争点とされましたが、そのうち重要なものとしては、奥西氏の自白によると、ぶどう酒に混入させたのは「ニッカリンT」という農薬であり、歯で王冠を開けて農薬を混入したということでしたが、混入されていたのが本当に「ニッカリンT」であったのか、また本当に歯で王冠を開けたのか等という点でした。もし興

味を持たれたのであれば、まずは前述した第7次請求審で再審開始決定をした名古屋高裁第1刑事部の決定文と、それを覆した第2刑事部の決定文とを比較しつつお読みになることをお勧めします。

さて、事件発生からすでに54年。事件当時35歳であった奥西氏も89歳。体調を崩し、現在は東京八王子にある医療刑務所に収監されています。命の続く間に、再審の扉が開かれることはあるのでしょうか。

名張事件、再審認めず

名古屋高裁 弁護側、特別抗告へ

第8次請求

三重県名張市で1961年、女性5人が死亡した「名張毒ぶどう酒事件」で、名古屋高裁は9日、8度目の再審請求をしていた奥西勝死刑囚(88)の異議申し立てを棄却、裁判のやり直しを認めない決定をした。木口信之裁判長は、請求を棄却した昨年5月の高裁決定について「判断に誤りはない」と決定理由を述べた。

ハードルの高さ改めて示す

弁護側は決定を不服とめて示されたといえど、ハードルの高さ改めて示す。最高裁に特別抗告だ。審 8次再審請求審では7で供した農薬と混入して、最高裁に移される見。次再審請求審では7で供した農薬と混入して、最高裁に移される見。次再審請求審では7で供した農薬と混入して、最高裁に移される見。

支援者からため息 弁護士「扉開く手段奪った」

証人価値を持つものではないと認められない「同一の理由で、再審請求をする」と指摘。刑事訴訟法上で認められない「同一の理由で、再審請求をする」と指摘。刑事訴訟法上で認められない「同一の理由で、再審請求をする」と指摘。

名張毒ぶどう酒事件の主な経緯

1961年 3月	三重県名張市の公民館でぶどう酒を飲んだ女性5人が死亡
4月	津地検が奥西勝死刑囚を殺人罪などで起訴
64年12月	津地裁が無罪判決
69年 9月	名古屋高裁が逆転死刑判決
72年 6月	最高裁が上告を棄却、死刑が確定
73年 4月	名古屋高裁に第1次再審請求(6次まで全て棄却)
2002年 4月	第7次再審請求
05年 4月	名古屋高裁が再審開始を決定
06年12月	同高裁が再審開始決定を取り消し
13年10月	最高裁が特別抗告を棄却
11月	第8次再審請求
14年 5月	名古屋高裁が棄却
15年 1月	同高裁が弁護側の異議申し立てを棄却

▼名張毒ぶどう酒事件 1961.1.12で逮捕された。その後否認に転年3月28日、三重県名張市の公民館で、公判でも無罪を主張した。64年ぶ、ぶどう酒を飲んだ女性5人が死亡した。一審・津地裁は無罪、二審・名古屋高裁は逆転死刑判決を言い渡す。12人が中毒症状で入院。犯行を屋高裁は逆転死刑判決を言い渡す。自白した奥西勝死刑囚が殺人容疑な72年に最高裁で死刑が確定した。



「不当決定」の垂れ幕を手に名古屋高裁前で意見する弁護士(9日午前、名古屋市中区)

の別の裁判部が、再審請求を棄却。弁護団は決定を不服として、異議申し立てしていた。異議審の審理で、高裁は弁護団、検察側との三者協議を1度も開いていなかった。米村俊郎・名古屋高検次席検事は「異議審裁判所が、再審請求を棄却した原決定に誤りはないと判断したものであり、法と証拠に基づいた妥当な決定である」とのコメントを出した。

奥西死刑囚 抗告方針報告に 何度もうなずく

奥西死刑囚は長年、名古屋拘置所に収容されていた。12年に肺炎を患ったため、八王子医療刑務所に移された。13年5月には危篤に陥り、気管を切開して人工呼吸器を装着。意識は回復したものの声を失ったため、問い掛けにうなずいたり、口を動かしたりしてコミュニケーションを図るようになった。

ふと思う、ゆえに人なり (1)

名城大学法学部 教授 佐藤 文彦

前口上

今回から、隔月6回にわたって、小文を寄稿させていただくこととなった。これまで、名城大学法学部の教員による連載は、比較的硬質のものであったようだが、少し趣を変え、「ふと思う」ことを書いてみることにしたい。

なぜ「ふと思う」なのか。明石散人が述べていたことでもあるが、それは、コンピュータのプログラムにはない、極めて人間的なものだからである。ふと思いついたテーマを手がかりに、とりとめなく書き綴ることが、かえって思考のヒントとなる素材の提供となるかもしれない(小林秀雄「考えるヒント」のようなものは、とても書けないが)。しばしお付き合いを願いたい。

連載のタイトルは、デカルトの有名な命題「我思う、ゆえに我あり」のパロディである。法月綸太郎ほどパロディに執着はないが、思いついてみると、気に入っている。もしかすると、このタイトルを思いついたからこそ、「ふと思う」ことを書こうと決断したのかもしれない。楽しんで書けそうなので、筆者の楽しさがいささかでも読者に伝わればよいと念じている。

余談ながら。デカルトの「我思う、ゆえに我あり」という命題は、ラテン語のCogito ergo sumを訳したものであるとばかり思っていた。しかし、この原稿の執筆にあたって、Wikipediaを見ると、デカルト本人の言葉ではなく、別人が訳したものとされていて、驚いた。本当かどうか、確かめるほどの余力はないが、これほど人口に膾炙した言葉が、正確に伝わっていないかもしれない、ということが分かっただけでも、筆者には勉強になったし、この原稿を引き受けてよかった、と思っている。かつての人気番組「クイズ面白ゼミナール」の冒頭で、鈴木健二が述べていたように、誠に「知るは楽しみなりと申しまして、知識をたくさんもつことは、人生を楽しくしてくれるものでございます」というところか。

さて、この欄の連載依頼があった際、当初はどのような連載にするか、まったく思いつかなかった。あれこれ話をするうちに、ふと思いついたのが、もう10年以上前に、名城大学75周年記念出版『知の結集』に寄稿した、『やぶにらみの「ラブ・レター」』という小文である。担当者にお見せしたところ、こ

のようなものがよい、という反応であった。この小文は、現在、ほとんど目にするできないものであるのも、現状に合わせて改めつつ、記してみたい。

やぶにらみの「ラブ・レター」

いささか昔の話になるが、表題作が高倉健主演で映画化され、話題になったこともあって、浅田次郎が直木賞(第117回)を受賞した短編集「鉄道員(ぼっばや)」をご存知の方は、少なくないであろう。連作ではないため、収録作品の味わいはそれぞれ大きく異なり、どれがベストかは、読者により異なることであろう。北上次郎の文庫における解説によれば、女性読者の圧倒的な支持を得ているのは、「ラブ・レター」であるという(なお、中井貴一主演で、映画化もされたのであるが、残念ながらもまだ見ていない。2014年、ようやくDVD化されたので、なんとか見てみたい)。新宿でケチな商売をしている男が、偽装結婚したものの、一度も会うことなく死んだ中国人売春婦からの手紙に、号泣する話である。現代における奇跡的な悲恋の物語でもあり、女性読者に支持されるのも、涙を誘うのも、もったもなことであると思う。

ところが、私自身は、この作品をあまり楽しめなかった。もてない男のやっかみで言うのではない(女にもてないのは事実だが)。あらゆる奇跡を、信じないわけでもない(明石散人は、「偶然の集積は、瞬間的に奇跡として時間の先端に現象する」と喝破するが、この洞察に共感する)。取り扱われている事柄のいくつかは、私自身の専門とする事項と重なり、どうしても専門家の目で、話の道筋に突っ込みを入れてしまうからだ。いわば、真正面から作品を読むのではなく、やぶにらみでこの小説を読むことになるため、どうしても楽しめないのである。

やぶにらみで小説を読むなど、小説好きは御免蒙りたいところであろう。教えてあげる(この表現は、現代の奇書とも評すべき、大爆笑エッセイ・倉阪鬼一郎「活字狂想曲」からの拝借である)。

入管審査

この小説の筋書きで、まずおかしいのは、主人公の2人が、一度も会っていない、という点だ。仄聞

するに、映画化された際、やはりこの点に異論が出て、出入国管理局で審査を受ける際、一度だけ会ったことがある、という設定に変更されたようだ。

日本人と適法に婚姻した者であっても、外国人であれば、日本に長期滞在するには、しかるべき滞在許可（ビザ）をとらなければならない。そのビザの取得の際には、夫婦が揃って出頭し、手続をしなければならないというのが、現在の建前である。しかも、いわゆる配偶者ビザの認定は、かなり厳格になされている。

この手続は面倒で、その厳格さには不満の声がある。とりわけ、適法に婚姻した日本人と外国人の夫婦が、そうした不満を覚えるのも、もっともなことである（そうした不満を直接間接に聞き知っている方も少なくないであろう）。それにもかかわらず、このような状況が長らく続いているには、相応の理由がある。配偶者ビザをとるための偽装結婚が、後を絶たず、年々巧妙化しているためである。なぜ偽装結婚をしてまで、日本の配偶者ビザが求められるのか。それは、配偶者ビザを取得できれば、外国人としての就労が制限されず、やがては永住資格の取得にもつながり得るからだ。

それほどまでに、日本での就労が魅力的なのだろうか。日本の基準からすれば、劣悪な労働内容・労働条件であり、わずかな賃金しか得られないとしても、そうした賃金が、莫大な額となる国は、今も少なくない。そうした国を基準とすれば、ありふれた労働内容で、莫大な賃金を得られる夢の国が日本、ということになる。そうした夢は、所詮は幻でしかないのだが、それを求める人がいること自体は、理解できることである（最近読んだ本で言えば、馳星周「古惑仔」に収録されている作品の表現が、印象的である）。

とはいえ、日本で就労を希望する外国人を、無制限に日本に入れてよいということになれば、日本人の労働市場が奪われてしまうことになるし、様々な問題を引き起こしかねない。このため、とりわけ、単純労働を目的とした外国人の入国・滞在には、ごく制限的ないし否定的にならざるを得ないのである（こうした点に関連しては、人口減少、労働力不足、移民受入等、多くの事柄が絡むが、ここでは立ち入らないことにする）。

日本で就労したい外国人が少なからずいて、それにもかかわらず、公的には日本での就労は厳しく制限されている。その落差につけ込むのが、裏社会の人間や、ブローカーと呼ばれる人々である。金で、合法的な入国・滞在を装うことを請け負うのだ。その典型的な手段が、日本人との偽装結婚により、配

偶者ビザを得させる、というものである。偽装結婚の相手となる日本人は、女子高生という例も聞いた記憶があるが（理解に苦しむが、かなりの回数の援助交際と同額の金銭が、婚姻届にサインするだけで手に入ると勘違いしているのであろうか）、多くは、ホームレスやサラ金苦の男、あるいは遊ぶ金に困った男性であることも少なくない。日本語も不自由な外国人女性が金を稼げる仕事と言えば水商売、それも売買春を典型とする風俗業である。それはまた、裏社会が紹介しやすい、しかも従事者から搾取しやすい仕事でもある。これは、人身売買という面をもつ、由々しき事態である。

そこで、人身売買、売買春その他の不法な活動を防止するためにも、裏社会を潤わせないためにも、しかるべきチェックが必要となる。出入国管理局での審査が厳しくなるのも、やむを得ないし、むしろ当然というべきかもしれない。

もちろん、そのような審査が厳しくなれば、それなりの対応もとられる。話によれば、日本人をいったん外国に連れ出し、現地で外国人と法律上の婚姻の手続をとり、短期間であれ婚姻生活があるかのように装った上で、日本に帰国すると、配偶者ビザがとりやすくなる（チェックが甘くなる）と噂される等、枚挙に暇がない。また、偽装結婚に絡むニュースはまだよく聞かれるところであり、いたちごっこという面はあろう。まっとうに暮らしている夫婦にとっては、厳格な審査は面倒そのものでもある。とはいえ、こうしたチェックは、しないよりはしたほうがまし、というところではなかろうか。

ちなみに、日本人と日本人が日本で婚姻する場合、婚姻届の提出が必要であるが（民法739条）、この際、本当に結婚する意思（いわゆる婚姻意思、社会的に夫婦と認められるような婚姻生活に入る意思）があるか等、実質的な審査は行われぬ。一般に、戸籍窓口には、提出された書面に不備がないかどうかを確認する、形式的審査権しかないと考えられているため、実に簡単な書面審査がなされるにすぎない（婚姻届を出した際、拍子抜けしたという経験をした方も少なくないのではないか）。戸籍窓口と、出入国管理局との、こうした対応の違いに、戸惑いを覚える向きもあるかもしれない。しかし、日本人同士の場合、（偽装離婚ではなく）偽装結婚するメリットはあまりないこと等、日本人と外国人との婚姻とは大きな違いがあることに鑑みれば、扱いの違いがあるのも、当然なのかもしれない。

こうしてみると、小説の「ラブ・レター」は、とても現代の日本の話とは思えないのである。

（続く）

ちょっと役立ち豆知識

外務省による公文書証明について② ～申請手続～

中央支部 金 恩 瑩

外国での各種手続き（婚姻・離婚・出生、査証取得、会社設立、不動産購入など）のために日本の公文書を提出する際に、その提出先国の機関から外務省の証明を取得するよう求められた場合、日本の官公署、自治体等が発行する公文書に対する外務省の証明には「公印確認」と「アポステイーユ」の二つの証明があります。今回はそれら証明の申請手続きについて具体的にみていきたいと思います。

■アポステイーユ

日本の公文書の提出先国がハーグ条約「外国公文書の認証を不要とする条約（略称：認証不要条約）」の締約国である場合に取得する外務省の証明です。

このアポステイーユを取得すると基本的には日本にある在外公館（大使館・領事館）の領事認証が不要となりますので、提出先国への手続きが比較的簡素化されるメリットがあります。

但し、ハーグ条約締約国であっても領事認証を必要とする場合もありますので、事前に提出先国の在外公館（大使館・領事館）へ確認をしておく必要があります。

■公印確認

日本の公文書の提出先国がハーグ条約の締約国でない場合に提出先国の在外公館（大使館・領事館）の領事による認証（領事認証）を取得するために事前に必要となる外務省の証明です。この公印確認は日本の公文書上に押印されている公印について外務省が行う証明です。公印確認を受けた後は必ず提出先国の在外公館の領事認証を受ける必要があります。

■申請方法と申請先

1、窓口又は郵送申請

【必要書類】

- ・証明が必要な公文書（発行日より3か月以内の原本）
- ・申請書（公印確認またはアポステイーユ）
 - 窓口備え付け及び外務省HPダウンロード可能
- ・申請者の身分証明書（顔写真付きの身分証明書）
 - 運転免許証、住基カード、パスポート、在留カードなど

- ・委任状（行政書士は不要）
- ・返送用封筒（切手貼付※郵送での受領希望時）
 - 行政書士が業務上申請時は委任状不要、返信用封筒の宛名は事務所名

【交付】

窓口：申請日の翌日午前9時から受領可能。申請日当日は交付されません。

郵送：申請後10日～2週間ほど。

※郵送で申請した書類を窓口で受領することはできません。

2、申請先

●外務本省（東京）

〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1 外務省南庁舎1階

外務省 領事局領事サービスセンター 証明班
TEL：03-3580-3311（代表）

・申請受付時間（公印確認・アポステイーユ）
月～金曜日（祝日を除く）

9時15分～12時15分、13時30分～16時00分

・受取時間（公印確認・アポステイーユ）

月～金曜日（祝日を除く）

9時00分～12時30分、13時30分～17時00分

（申請日の翌日（土日祝日を除く）午前9時から受取可能）

●大阪分室

〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76
大阪合同庁舎第4号館4階

外務省 大阪分室証明班

TEL：06-6941-4700（音声ガイダンス「1」）

・申請受付時間（公印確認・アポステイーユ）
月～金曜日（土日祝日を除く）

9時15分～12時00分、13時15分～16時00分

・受取時間（公印確認・アポステイーユ）

月～金曜日（土日祝日を除く）

9時00分～12時15分、13時15分～17時00分

（申請日の翌日（土日祝日を除く）午前9時から受取可能）

■証明できる書類及び発行機関

証明できる書類は以下の(1)～(3)の全ての要件を満たす公文書（公的機関が発行した書類や公証役場で作成する公証人認証書など）になります。

- (1) 発行日付が記載されていること（発行日より3か月以内のもの）
- (2) 発行機関（発行者名）が記載されていること
- (3) 個人印や署名ではなく、公印が押されていること

●証明できる発行機関の例

(1) 官公署など

発行機関（書類の例）	公印確認	アポストイーユ
国等の機関（犯罪経歴証明書、医薬品・農薬登録証明書、居住者証明書など）	○	○
地方自治体（戸籍謄（抄）本、住民票、納税証明書など）	○	○
公証人認証書※	○	○
特殊法人、独立行政法人	○	×
財団法人、社団法人、公益法人など（○○検定認定証など）	×	×
商工会議所（原産地証明など）	×	×

※登記官の発行した登記簿謄本などは、その登記官の所属する法務局長による登記官押印証明が必要です。

※公証役場で公証人による私文書の認証を受けた公証人認証書は、その公証人の所属する法務局長による公証人押印証明が必要です。

(2) 教育機関など

発行機関	公印確認	アポストイーユ
国公立大学法人○○大学	○	×（※）
私立大学法人○○大学	○	×
独立行政法人国立高等専門学校機構○○高等専門学校	○	×
公立高等学校・中学校・小学校など	○	○
私立高等学校・中学校・小学校など	○	×
私立専修学校（専門学校、高等専修学校）、各種学校	×	×

（※） まだ法人に移行されていない国公立大学が発行した証明書や法人移行前の国公立大学が発行した学位記などはアポストイーユの対象です。

(3) 医療機関など

病 院	公印確認	アポストイーユ
国公立○○病院、赤十字病院	○	○
独立行政法人国立病院機構○○病院	○	×
国立大学法人○○大学附属病院など	○	×
私立大学法人○○大学附属病院、私立病院、医療法人△△病院など	×	×

私文書（外国向け私署証書）の認証手続きについて

証明が必要な書類が私文書（個人が作成した文書、会社が作成した文書など）の場合は、外務省での証明はできません。公証役場で公証人の認証を受け、その公証人の所属する法務局長による公証人押印証明があれば、公証人が認証した公文書として外務省の証明を取得することができます。この場合にアポストイーユについては、証明に記載する発行者を公証人または法務局長のいずれかを選択します。

〈見本〉

××証明書

△△△は□□であることを証明する。

(1) ○年○月○日

(2) ○○市長
外交太郎

(3) 長○日
之○本
印市国

今回は私文書の認証手続きについて詳しくみていきたいと思います。

外務省HP参照

http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22_000548.html

「外国公文書の認証を不要とする条約（ハーグ条約）」の締約国

http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22_000610.html

ライブラリ研修動画一覧

(平成27年4月1日現在)

		番号	開催日	内 容	オンデマンド研修 (ホームページ視聴可能)	
1	企画情報部	376	23. 9. 8	6次産業化法研修会	○	
2		495	26. 8.29	ROBINS確認者研修会	○	
3	建設環境部	398	23.12.15	建設業関係業務研修会 (1) 「賃貸住宅管理者登録制度」について (2) 愛知県の平成「24.25年度入札参加資格審査申請（建設工事）」について		
4		441	24. 7.24	初心者向け産廃関係業務研修会（産業廃棄物収集・運搬業許可申請について（入門編））		
5		449	24.10.15	建設業関係業務研修会 (1) 建設業許可・経営事項審査について (2) 建設業法令遵守及び国土交通省平成25・26年度競争参加審査申請並びに建設業者の社会保険加入促進について		
6		472	25. 9.26	初心者向け業務研修会（産廃物処理業関係業務）（産業廃棄物収集・運搬業許可申請について（入門編））		
7		474	25.10.18	業務研修会② (1) 建設業許可・経営事項審査の申請について (2) 平成26・27年度愛知県建設工事等入札参加資格審査について (3) 建設業法令遵守等について (4) 建設業者にとっての社会保険		
8		494	26. 8.25	建設業務研修会Ⅰ 平成26年度廃棄物行政について		
9		498	26. 9.18	産業廃棄物収集・運搬業許可申請について（入門編）		
10		500	26.10.15	(1) 建設業許可・経営事項審査の申請について (2) 建設業法令遵守等について (3) 国土交通省平成27・28年度競争入札参加資格審査申請について		
11		運輸交通部	357	23. 1.26	倉庫業について	○
12			404	23.10.26	自動車保管場所証明申請について（OSS申請における所在図及び配置図作成の際の留意について）	○
13	446		24.10.10	一般貨物運送業の許可申請について	○	
14	457		24.12.17	安全性優良事業所認定制度（Gマーク）について	○	
15	501		26.10.29	(1) 特殊車両通行許可について (2) 道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針について (3) 特殊車両通行許可におけるオンライン申請について	○	
16	国際・私法部	420	24. 2.25	私法業務基礎研修会（初心者のための遺言作成実務基礎講座）	○	
17		467	25. 2.13	国際業務初心者向け研修会（初心者のための在留資格認定証明書交付申請）	○	
18		480	25.10.31	国際業務初心者向け研修会（初心者向け実務のポイント）	○	
19		486	26. 2.21	国際業務部門 帰化・相続手続きにおける韓国除籍等収集方法と見方	○	
20		488	26. 3.17	私法業務部門研修会（遺産分割協議書の書き方）	○	
21		504	26.12. 4	行政書士が知っておくべき相続税の基礎知識	○	
22		509	26.12.25	はじめての国際法1	○	
23		510	27. 2.18	はじめての国際法2	○	
24	土地利用部	374	23.8.23	特定都市河川浸水被害対策法（境川（逢妻川）・猿渡川流域）の概要及び雨水浸透阻害行為の許可等について	○	
25		442	24. 8. 8	市街化調整区域に建築するときの要件について（住宅関係）	○	
26		451	24.10.31	開発許可制度の解説（開発許可の基礎を学ぶ）	○	
27		461	25. 1.31	(1) 愛知県開発審査会基準第16号の改正及び第19号制定の解説 (2) 意外と人に関けない市街区調整区域の話	○	
28		489	26. 3.24	農地法第4条及び第5条の許可に係る審査基準	○	
29		493	26. 7.24	愛知県における開発許可等	○	
30		502	26.11.12	行政書士の土地利用業務（建物を建てる時の知識）	○	
31		507	27. 1.19	土砂災害防止法に関する特定開発行為について	○	
32		法人経営部	425	24. 6.28	種苗法における品種登録と出願実務について	○
33			445	24. 9.24	告訴・告発状の作成の仕方についての研修会	○
34	473		25.10.10	法人経営部研修会 第1部 日本政策金融公庫の融資制度とその手続について 第2部 第二種金融取引業の新規登録について	○	
35	481		25.12.13	法改正後のNPO法人の設立について	○	
36	490		26. 2.19	風俗営業許可申請について	○	
37		499	26.10. 6	経営者保証のガイドラインについて	○	

ライブラリ研修 申込書

平成 年 月 日

愛知県行政書士会会長 殿

申 込 者	氏 名			
	支 部	支 部	事務所TEL・FAX	
	会員番号	TEL ()		—
	メールアドレス	FAX ()		—
下記のとおり、研修会視聴を申込みます。				
視聴希望日時	番号	研修開催日	内 容	備考
(例) 平成〇年〇月〇日▽時	499	26.10. 6	経営者保証のガイドラインについて	

誓約事項

1. お借りした研修会媒体の複写・撮影等は、絶対いたしません。

【ライブラリ研修要領】

視聴場所	会館2階C会議室（視聴覚室）
視聴時間	10時から17時まで（受付時間10時～12時、13時～15時）
研修内容一覧	別紙、ご参照ください。
視聴申込み	視聴希望日の7日前までにFAX（052-932-3647）にて申込みください。 （視聴機器の台数に限りがありますので希望日を変更いただくことがあります）
キャンセル	予約を取り消す場合は、事務局までご連絡ください。
利用上の注意	1. 視聴のためにご来館されたときは、事務局までお越しください。 2. 視聴できる研修会は愛知県行政書士会所蔵のものに限ります。 3. 館外への持出、貸出、持込による視聴はできません。 4. 視聴覚室の使用については、事務局職員の指示に従って頂き、注意を守らない場合は退出して頂く場合があります。

※定員オーバーの場合は、FAXまたはE-mailにより、
その旨ご連絡いたします。

※愛知会のホームページ<http://www.aichi-gyosei.or.jp/>
の会員ページの「研修会ライブラリ」でオンデマンド
可能な研修会もごございますのでご利用ください。

会 受 領 印 欄	
-----------------------	--

業務相談会のお知らせ

◎相談を希望される方は、次ページ申込書をご利用ください。

初心者向け建設業関係業務・産廃(収運)業許可申請相談会

【建設業関係業務相談会】

建設環境部

内 容 建設業許可、経営事項審査等の建設業関係業務について
開催日 毎月第4木曜日に開催
時 間 午後1時30分

【産廃(収運)業許可申請相談会】

内 容 産業廃棄物収集運搬業許可について
開催日 毎月第4木曜日に開催
時 間 午後1時30分

※どちらもこれから業務を始める方等を対象とした初歩の相談を予定しております。

運輸関係業務相談会

内 容 自動車登録(車庫証明含む)について
開催日 平成27年7月8日(水)
時 間 午後1時30分

運輸交通部

※初心者対象

初心者向け業務相談会

内 容 国際業務・私法業務について
開催日 毎月第1水曜日
時 間 午後2時30分から1人50分程度

国際・私法部

※初心者対象

初心者向け土地利用関係業務相談会

内 容 農地転用許可、開発許可、建築許可等について
開催日 平成27年7月22日(水)
時 間 午後1時30分から午後4時まで

土地利用部

※初心者対象、土地利用の業務は地域によって許可基準が異なる場合がありますので、相談内容に関する資料をお持ちください。

書類作成相談会

内 容 風俗営業許可申請、株式会社設立について
開催日 毎月第1水曜日
時 間 午後1時から午後4時30分まで

法人経営部

平成27年7月1日

会 員 各 位

 建設環境部
 運輸交通部
 国際・私法部
 土地利用部
 法人経営部

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

今年度、業務相談会を下記のように開催いたしますので、希望者の方は、この様式にてFAXでお申し込みください。なお、各業務相談会の開催日の7日前が締切です。

業務相談会申込書

該当する相談会に○印をしてください。

- ・ 建設環境部 業務相談会【建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請】
- ・ 運輸交通部 運輸交通関係業務相談会
- ・ 国際・私法部 初心者向け業務相談会
- ・ 土地利用部 初心者向け土地利用関係業務相談会
- ・ 法人経営部 書類作成相談会【株式会社設立・風俗営業許可申請】

支 部		会 員 番 号	
氏 名			
開 催 日	月 日 ()	電 話 番 号	
相談内容 (詳細を具体的にお書きください。)			

愛知県行政書士会 F A X 052-932-3647

会員訪問記



尾張支部 内山 克典 支部長

会報委員 松永 和範



今回は常日頃お世話になっている大先輩であり、また新しく支部長に就任された内山先生に、尾張支部の定時総会の直前にインタビューをさせていただきました。

内山先生は、大学卒業後家電メーカーで23年勤務され、設計と品質保証業務に携わってきたとのこと。その後、行政書士として開業されました。支部では幹事や総務担当の副支部長を歴任され、このたび支部長に就任されました。また、愛知会では土地利用部の役員を兼務されております。さらに、昨年からは経審要員としてもご活躍されております。

内山先生が現在取り扱っている業務は土地関係業務、具体的には農地転用・開発許可、砂防、雨水浸透阻害行為の許可申請です。また派生業務として産業廃棄物処理業・収集運搬業許可や風俗営業許可をされております。以上の業務については大変詳しい方なので、分からないことがあるときは是非内山先生にお尋ねしていただけたらと思います。親身になって相談に乗っていただけることでしょう。

さらに、今後してみたい業務として林地や鉱業権に関する大規模開発を挙げられました。ご自身の業務や支部・愛知会での活動でお忙しいにもかかわらず大変勉強熱心で、私も見習わねばと思いました。

内山先生が仕事をするうえで気を付けていること

もお聞きしました。

- ① 平易な言葉で説明すること
- ② 分からないことは分からないとはっきりと伝えること
- ③ 自然体で接する
- ④ 業務を絞る
- ⑤ スピーディかつまめに報告をすること
- ⑥ 若手の行政書士とコラボするなど

内山先生は大ベテランですが、決して上から目線ではなく若手と同じ目線でお話しされます。また若手とコラボする際、若手が上手くいくようにサポート役をしていただけることが多いです。

そんな人格者である内山先生の御趣味はディスクゴルフです。最近はお忙しくてできないとのことですが、かつて世界大会に2度出場されたという経験をお持ちです。

最後に、後輩行政書士に向けてのメッセージとして、先輩を利用して実務経験を積んでいただきたいというお言葉をいただきました。その際決して突飛ではなくありふれた方法を愚直に行うことが成功への近道であることも仰ってました。内山先生はやる気も才能もある会員が廃業することがないようにしたいという気持ちをいつもお持ちで、本当に尊敬に値する先生です。

内山先生お忙しいところインタビューを快く引き受けていただき誠にありがとうございました。

支部だより

名古屋
支部

平成26年度 国際・私法 業務部会研修会報告

名古屋支部 今田 泰久

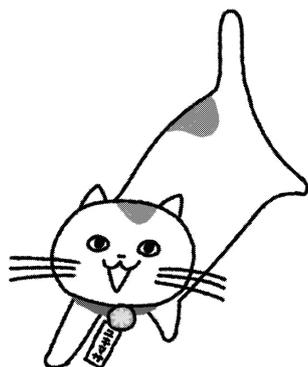
日時 平成27年3月13日(金)
午後6時30分～8時30分
場所 愛知県産業労働センター
(ウインクあいち) 第905会議室
テーマ 『入管法改正のポイントと昨今の入管業務
について』
講師 愛知県行政書士会常務理事
外園 薫 会員
出席者 23名



名古屋支部ではこの度、昨年改正公布された入管法について入管業務に精通されている愛知県行政書士会常務理事の外園会員を講師に迎え、主に実務面から研修会を実施しました。

この改正で変更されたのが、在留資格のうち「投資・経営」が「経営・管理」へ、また従来別の在留資格だった「技術」と「人文知識・国際業務」が「技術・人文知識・国際業務」と一本化され、そして「留学」の在留資格が小中学生にまで広げられるなど、在留資格が整備されました。これらの在留資格について、外園先生から例を挙げながらご説明いただきました。また、昨今の入管業務について、かつてはそれほど難なく在留許可を得ていた案件が、今では審査に相当期間要するようになり、不幸にも不許可になる案件も増えてきており、この業務に関する難しさもお話いただきました。この研修を受け、特に入管業務を扱う行政書士は、今まで以上に各案件について慎重に業務を進めなければとの思いを新たにいたしました。

そして研修後は、場所を変え懇親会を開催しました。こちらにも16名もの参加をいただき、ここでも熱く業務の話がされる方、はたまた日頃の業務の姿とは打って変わって「元気」になられる方など、みなさん一様に懇親会を楽しまれているようでした。この研修が知識の習得だけでなく、参加者全員に今後へ向けての「鋭気」を養うことができたらと願っています。



豊田
支部

平成26年度 支部研修旅行

旅行委員 佐藤 玲央磨

日時 平成27年 3月22日(日)
午前10時30分～午後10時30分
場所 兵庫県宝塚市・神戸市
出席者 32名



豊田支部研修旅行に行ってきました。

今回の行先は兵庫県。日帰りバス旅行で行くにはギリギリの場所。現地にて「宝塚歌劇コース」と「有馬温泉コース」の二手に分かれる一風変わった旅行となりました。

バス運転手の拘束時間に限りがある中、開幕時間に遅れるわけにもいかず、タイトなスケジュールで一路宝塚市を目指しましたが、心掛けの良い参加者が集まったためか渋滞もなく予定より大幅に早く到着することができました。そのため宝塚歌劇コースでは、宝塚大劇場内をゆっくりと散策できました。

観劇した演目は、花組による「カリスタの海に抱かれて」と「タカラヅカファンタジア」。さすがは101年目を迎えた伝統ある宝塚歌劇といった内容に、皆感嘆の声をあげていました。

一方の有馬温泉コースでは、日本三名泉、三古湯などに数えられる名湯で心身を癒しました。時間に余裕ができたので、六甲山ロープウェイにも行くことができました。

帰路もトラブルなく予定時間内に着くことができ、順調に旅を終えることができました。長い道中は会員やその家族、補助者間の交流を深め、また各々の趣向にあった時間を過ごすこともでき、充実した旅行となりました。

中央
支部

第2回土地利用 業務部会研修会

会報委員 中村 美帆子

日時 平成27年 3月26日(木)
午後6時～8時
場所 愛知県行政書士会館 3階大会議室
出席者 29名
講師 本多 証一会員
テーマ 『親の土地に子や孫が家を建てる』



平成27年度第2回目の土地利用業務部会の研修会は、中央支部の本多証一会員に講師をしていただき、「親の土地の子や孫が家を建てる」というテーマで行いました。

今回の研修では、主に市街化調整区域において、いわゆる「分家住宅（大規模分家を含む）」を建てる場合の申請について、農地法・都市計画法等の土地利用業務の基本の申請手続きを学びました。

まず初めに前提として「「本家」「分家」という言葉の一般的な日本語の意味とは全く違う認識をもってください」と、いう話がありました。そして、家を建てるための要件や「一般分家」「大規模分家」の説明がありました。

次に、具体的な申請手続きについてご講義いただきました。

特に申請の際には、必ず役所に事前相談をかける事、締め切りを確認する事、土地改良区などその地域独自の事等に注意するという話をしていただきました。

その他にも、実際の経験に基づく幾つかのお話もしていただき、とてもためになる研修会になりました。

中央
支部第4回建設環境
業務部会研修会

会報委員 中村 美帆子

日 時 平成27年 3月30日(月)

午後6時～8時

場 所 愛知県行政書士会館 3階大会議室

出席者 35名

講 師 早川 忠会員、水崎 由佳子会員

テーマ 『建設業法及び関係法令の改正について』



平成27年4月1日から改正建設業法が施行されるのを受けて、第4回建設環境業務部会の研修会が開催されました。

今回は、建設業法及び関係法令、ガイドライン等の改正について、中央支部の早川忠会員と水崎由佳子会員が講師となり、知識の整理・理解をしていきました。

すでに告示やガイドラインは、平成26年12月25日に適用され、今後も段階的に改正されます。また、平成27年4月1日からは申請書の様式や添付書類が変わるため、それに備え、学んでいきました。

実際に申請書の新様式の記載例などを使用しながら講義が進んでいったので、変更箇所がわかりやすく、一つ一つ丁寧に確認していくことが出来ました。

建設業の許可申請は行政書士業務の中でもメジャーなものになるので、会員の皆様の関心も高いように感じました。

また、このような研修を受けることにより、法律の改正にも素早くきちんと対応をして、お客様のニーズに応えていくのが大切だと思いました。

名南
支部行政書士のための補助金・
助成金の申請について

名南支部研修担当 鰐部 伸一

日 時 平成27年 4月9日(木)

午後5時30分～7時

場 所 石川行政書士事務所 3階セミナールーム

講 師 経営コンサルタント 林 泰寛氏

出席者 14名



第1回支部研修会は補助金・助成金の申請を主たる業務とされている経営コンサルタントの林泰寛氏を講師にお招きし、厚生労働省と経済産業省への申請について講義していただきました。特に経済産業省への申請は、専門業務として、補助金・助成金の受給により飛躍的に成長した会社もありました。また、担当官においては、どのような事業計画書と製品開発、製造設備の拡充により、どのように社会に貢献できるか、資金繰りの好転化を強調する融資とはどこが相違しているかのPRの必要性を説かれました。実際、当該業務に携わっている支部内外の会員からの質問も多く出され、申請書の作成ポイントの詳細を説明していただきました。研修会終了後、懇親会に移り、講師より、外務省や文部科学省でも事業計画によっては、補助金・助成金の申請も可能であるので、取り組んでいただきたいと懇談されました。

4月第2回の相続に関わる支部の研修会の案内後、散会しました。

海部
支部

平成27年度 支部定時総会

会報委員 山田 裕貴

日 時 平成27年 4月11日(土)
午後 4時30分～6時
場 所 丸河
出席者 35名



4月11日、海部郡蟹江町にて平成27年度海部支部定時総会が開催されました。

開会に先立ち、昨年ご逝去された平岩信雄会員に黙祷が捧げられ、厳かな雰囲気から開会が告げられました。その後、山田高嗣会長をはじめとする、来賓の方々から祝辞・ご挨拶をいただきました。

続いて議事に入り、議案は以下のとおりです。

(審議事項)

- 第1号議案 平成26年度事業報告の件
- 第2号議案 平成26年度会計決算承認の件
- 第3号議案 平成27年度事業計画(案)承認の件
- 第4号議案 平成27年度会計予算(案)承認の件
- 第5号議案 支部役員改選の件

審議は穏やかな雰囲気の中、速やかに進み、上記の議案は満場一致で承認されました。新たな支部長には木下良一会員が就任されました。海部支部のさらなる活性化をお願いしたいと思います。

閉会後はそのまま懇親会へと会場を移し、多くの会員と来賓の方々に参加される盛況な懇親会となりました。普段はあまりお見えにならない先生も多く出席され、会員相互の親睦が深められました。

中央
支部

『専門分野の先生を お招きしての交流会』

会報委員 中村 美帆子

日 時 平成27年 4月17日(金)
午後 7時～9時30分
場 所 ワイン食堂「ラプレシス」
出席者 46名



この度、中央支部では新しい試みとして「専門分野の先生をお招きしての交流会」を企画しました。

この交流会は、主要行政書士業務である「産廃・建設業務」「風営業務」「国際業務」「運輸・交通業務」「成年後見・民事業務」に精通した先生方を、中央支部だけでなくその他の支部からお招きして、業務についての話を思う存分していただき交流を深めてもらおうということで懇親会も兼ねて開催しました。

始めに、竹田支部長から挨拶と各講師の先生方のご紹介があり、乾杯の発声と共に交流が始まりました。

今回は、それぞれの業務ごとにテーブルを分け、そこに講師の先生がお一人ずつ付いてくださり、参加者の方は各自興味のある業務のテーブルに座っていただく方式にしました。

普段の研修会とはまた違い、業務についての生きた話を聞くことができ、同じ業務をする方同士の情報交換などの交流も多くみられました。

最後に、講師の先生方から一言ずつお言葉を頂戴し、交流会はお開きとなりました。

わたしはこの交流会の担当幹事もさせていただき、至らない点多々あったと思いますが、またこのような交流会をやってほしいとお言葉をいただき、大変嬉しく思いました。次回、更に良い交流会ができるように努めて参りますので、多くの会員の皆様のご参加をお待ちしております。

知多
支部平成27年度
定時総会開催

会報委員 鈴木 みどり

日 時 平成27年 4月21日(火)

午後 3時～ 4時50分

場 所 半田市住吉福祉文化会館

出席者 51名 委任状72名 合計123名



4月21日、住吉福祉文化会館にて、平成27年度定時総会が開催されました。

開会に先立ち、平成26年6月にご逝去された大府市の大島守三会員に黙とうを捧げました。

岡戸正成副支部長の開会の辞の後、行政書士倫理綱領の唱和、深谷義彦支部長の挨拶に続き、喜寿および古希に該当する会員への慶祝金の贈呈を支部長より行いました。

〔審議事項〕

第1号議案 平成26年度会計決算報告と承認の件

第2号議案 平成27年度事業計画（案）審議の件

第3号議案 平成27年度会計予算（案）審議の件

第4号議案 支部役員改選の件

第5号議案 その他

上程された議案は、全て滞りなく原案通り可決、承認されました。

審議終了後、来賓としてご臨席賜りました下記の方々より祝辞を頂戴しました。

半田市副市長 藤本哲史様

東浦町 町長 神谷明彦様

武豊町 町長 初山芳輝様

阿久比町 町長代理総務部長 榊原俊彦様

美浜町 町長代理副町長 石川達男様

衆議院議員 伊藤忠彦様代理 伊藤恵様

愛知県行政書士会 西堀俊徳副会長

総会終了後の懇親会では、来賓の方々もお時間の許す限りご参加下さり、会員と共に和やかな雰囲気の中、親睦を深めることができました。

知多
支部建設環境部研修
部会 研修会

会報委員 鈴木 みどり

日 時 平成27年 4月24日(金)

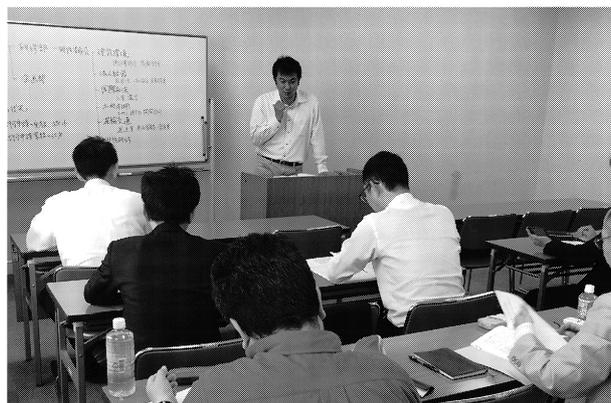
午後 2時～ 4時

場 所 アイプラザ半田 第5会議室

テーマ 『建設業許可申請について』

講 師 幾世 偉久会員

出席者 12名



知多支部建設環境部会の研修会が4月24日に開催されました。講師は当支部の幾世偉久会員が務めました。

研修資料として、建設業許可申請の実務を行う上で必携の愛知県建設業不動産業課「建設業許可の手引き（申請手続編及び記載例編）」を使用し、建設業許可申請の実際の流れに沿って、幾世講師が実務で経験された実例を紹介していただきました。

また、建設業の現状と今後の動向、法改正情報、許可要件における人的要素及び財産的基礎、書類作成にあたり注意すべき事項、確認資料の調達などについての話もありました。

今回は、新人会員や本業務の経験の浅い会員のための初心者向け研修ということでしたので、どのように業務を進めていくか、どのように仕事を受託していけばいいのかという質問も出て、幾世講師の経験から、開業当時の話や実際の依頼主との打合せの仕方なども聞くことができ、これから業務を行う会員にとって、実務に直結した非常に参考になる内容となりました。

尾北
支部

平成27年度 定時総会

会報委員 伊藤 千勢

日時 平成27年 4月25日(土)
午後 3時30分～

場所 臨江館 (犬山市木曾川河畔)

出席者 34名 委任状 39名 合計 73名



上記の日時において、平成27年度定時総会が開催されました。

伊代田支部長の挨拶に続き、ご臨席いただきました県会議員 奥村悠二様・鈴木喜博様・原欣伸様からお祝いの言葉をいただきました。

その後、大脇益男会員が議長に選出され、以下の順に議事進行いたしました。

- 議題 1 平成26年度支部事業報告・収支決算報告承認の件
2 平成27年度事業計画(案)承認の件
3 平成27年度収支予算(案)承認の件
4 役員改選の件

今年度も活発な質疑応答を経て、慎重審議の結果、全議案とも可決承認されました。今年度は役員改選の年でしたが、支部長推薦委員会の浅井敏松委員長より先に行われた支部長推薦委員会にて伊代田支部長の再任が全会一致で決定したとの報告を受け、出席会員の皆様の承認をいただきました。伊代田支部長には、健康にご留意され、引き続き支部のためにご尽力いただきたいと思います。

本会からは、昨年に引き続き、前田望副会長がご出席くださり、お祝いの言葉をいただきました。

総会終了後は懇親会が開催され、終始和やかな雰囲気の中、会員相互の親睦を深めることができました。

中央
支部

第2回運輸交通 業務部会研修会

会報委員 中村 美帆子

日時 平成27年 4月27日(月)
午後 6時～8時

場所 愛知県行政書士会館 3階大会議室

出席者 15名

司会 亀井 直美会員(中央支部)

解説 須崎 俊行会員(運輸交通部 部長)

テーマ 『知っておきたい!行政書士の自動車業務』



第2回運輸交通業務部会の研修会は、「知っておきたい!行政書士の自動車業務」と題しまして、本会より運輸交通部部長の須崎俊行会員に、ディスカッション形式で実施しました。須崎会員は幅広い地域でご活躍されている自動車業務のスペシャリストです。

今回の研修会は、通常のように講師が前に立ち参加者が講義を聞くという形ではなく、車座になって、事前に講師から配布されたアンケートの内容を基に、司会の亀井会員と解説の須崎会員とでやり取りをしながら学んでいくという形式で進んでいきました。

話の内容もとても分かりやすく、最初から最後まで少しも飽きることがない研修会でした。随所になされた質疑応答もとても活発で、普段の研修会のように自動車業務の申請の仕方の説明ではなく、営業方法など、この業務をどのように実務に生かしていくか、というところまで話をしていただくことができました。

「とにかく自動車業務を盛り上げていきたい」という須崎会員の思いにより、非常に満足度の高い研修会となりました。

名南
支部

『遺産分割未了での預金払い戻しの可否について』

名南支部研修担当 鰐部 伸一

日時 平成27年4月27日(月)

午後5時30分～7時

場所 石川行政書士事務所3階セミナールーム

出席者 21名

講師 山本 享市会員

テーマ 『遺産分割未了での預金払い戻しの可否について』



当支部4月度の第2回研修会は、フィリピン婚姻手続を専門にされている山本会員に「遺産分割協議書による預金の払い出しの手続きに応じなかった銀行の取り扱いに対する判例の解説」であった。学術的見地からの判例研究であり、京都地裁による債務不履行の認定の判決、最高裁による不法行為の認定といった判決の紹介であった。前者は銀行の当初の相続手続きの拒否に対する遺族側の申し立てを正当なものとして判示したものであり、後者は預金の払出しを正当と認定し、さらに銀行側の不法行為による弁護士報酬の支払いも認めた判決であった。さらに民法の規定より、法定相続分が法文に明確にされている以上、法理上、遺言書や遺産分割協議書に相続割合を変更すべきでないとした解説であった。実務上は、遺言書による一相続人の遺留分侵害記載のある場合には家裁へ当該相続人による遺留分減殺請求をもって当該相続人の権利保護が図られている。

研修会終了後、懇親会の会場にて、実務手続きには法の論理を適用し、判例もその都度あたるようにし、依頼人の為に適切な書類作成の履行のための幅広い知識と技術の向上に努めるべきなどの意見交換をした。

豊田
支部

第3回 ゴルフ同好会

会報委員 杉浦 美紀

日時 平成27年4月30日(木)

場所 豊田カントリー倶楽部

豊田市岩滝町コンジ593-1

出席者 16名



豊田支部のゴルフ同好会は、今年発足しました。会員は、17名からなりますが、いつでもどなたでも参加でき、同好会費もありません。ゴルフの好きなメンバーが集まり、今回で三回目が行われました。

GWの晴天で、風もなく絶好のゴルフ日和でした。ダブルペリア方法で、ハンディの制限がないため、誰が優勝するかわかりません。普通なら優勝は嬉しいのですが、優勝者とブービーの方は、次回幹事と決まっているため、ハラハラしながら、結果発表を聞くこととなります。またドラコン賞はなく、ニアピン賞のみで、誰もが賞をもらえる可能性がある優しいコンペです。

毎回和気藹々と和やかに行われ、親睦を深めることができます。ゴルフは、年齢に関係なく、色々な年代の方と一緒にプレーすることができ、仕事同様先輩方から学ぶことの多いスポーツです。朝から一日中、起伏のあるコースを歩きまわるのは、とても運動になり、普段書類作りの多いこの仕事の私たちには、ストレス解消と運動不足解消になっています。

いつでも会員は募集しています。ご興味のある方は、是非声をかけてください。

東三
支部

平成27年度定時総会

会報委員 水野 悠

日 時 平成27年 5月 8日(金)
午後 3時30分～5時30分
場 所 ホテルアソシア豊橋
出席者 会員88名



5月8日、ホテルアソシア豊橋にて、東三支部平成27年度定時総会が開催されました。

昨年に引き続き多数の会員が参加し、今回はパーレスの試みとして、総会資料をメール添付にて事前配布し、各自が印刷して持参及び会場にてプロジェクター投影と併用する方法をとりました。

総会は定刻通り開催され、市川支部長、本会前田望副会長のあいさつ、新入会員紹介、会員表彰、来賓のみなさまから祝辞をいただき、以下の議事に入りました。

- 第1号議案 平成26年度 会務経過報告の件
- 第2号議案 平成26年度 収支決算承認の件
(監査報告)
- 第3号議案 支部業務部会運営規則改正(案)承認の件
- 第4号議案 平成27年度事業計画(案)承認の件
- 第5号議案 平成27年度収支予算(案)承認の件
- 第6号議案 各業務部会報告
- 第7号議案 任期満了に伴う役員改選の件

いずれの議案についても滞りなく進み、質問が出ることなく終了し、総会後には、さらに多くの来賓のみなさまをお迎えしての懇親会が開催されました。

支部の方向を決める総会には、多くの会員が参加し、冒頭の市川支部長のあいさつにあった「支部としての自治」をしっかりと進めていく気持ちを新たにす機会となりました。

尾張
支部

平成27年度定時総会

会報委員 松永 和範

日 時 平成27年 5月 9日(土)
午後 4時～5時30分
場 所 ホテルプラザ勝川
出席者 39名
来 賓 山田 高嗣会員(愛知県行政書士会会長)
伊藤 太春日井市長(懇親会のみ)



本年は伊藤靖会員が議長として総会を進行していただき、以下の報告事項と審議事項が報告・審議され、可決されました。

〔報告事項〕

平成26年度会員状況・活動報告

〔審議事項〕

- 第1号議案 平成26年度決算報告・監査報告承認の件
- 第2号議案 平成27年度活動方針案承認の件
- 第3号議案 平成27年度予算案承認の件
- 第4号議案 役員改選の件

例年よりも活発な質疑が行われたため、時間ぎりぎりまでの総会となりました。また役員の年齢が若くなり、今後の支部運営がさらに活発になることが期待できそうです。ベテランの先生方には是非温かい目で見守っていただけたらと思います。

総会が終了し、すぐに懇親会が開催されました。ここで内山克典支部長を中心とした新役員及び新入会員の挨拶、並びに4年間支部長として尽力された西脇義郎会員への花束贈呈が行われました。懇親会では会員相互の交流が図られ、終始和やかな雰囲気でも楽しむことができました。

一宮
支部平成27年度
定時総会開催

会報委員 林 麗子

日 時 平成27年 5月11日(月)

午後 2時～ 5時

場 所 総会：尾張一宮駅前ビル 2階大会議室

懇親会：同ビル 7階シビックホール

会員総数 172名

出席者総数 120名（出席58名 有効委任状62名）



一宮支部定時総会が、佐藤令幹事司会進行のもと、尾張一宮駅前ビル（i-ビル）大会議室にて開催されました。議長には浅井知子会員が選出され、その

後以下の議案の審議に移りました。

第1号議案 平成26年度事業報告

第2号議案 平成26年度収支決算報告書承認の件

第3号議案 平成27年度事業計画(案)承認の件

第4号議案 平成27年度収支予算書(案)承認の件

第5号議案 役員改選の件

第1号議案から第4号議案について、花井正博副支部長、渡邊訓保副支部長より報告および提案説明があり、それぞれの議案について採択の結果、全会一致で承認されました。第5号議案の役員改選では、役員推薦委員会の推薦を受けて、承認された平松里香支部長以下、新体制が発足しました。

新入会員の自己紹介の後に、平成26年度で役員を退任する増田ちづ子前支部長、伊藤一修前監事、今川裕樹前幹事、中島隆志前幹事から挨拶がありました。

総会終了後には同ビルのシビックホールに移り、内藤広子副支部長の司会進行のもと懇親会が開催されました。会員相互の情報交換や親睦を深める和やかな雰囲気の中、一宮支部初の女性支部長として様々な改革に取り組み、広く会員の意見をくみ取って支部活動をパワフルに推進された増田ちづ子前支部長に〈サプライズ〉として、平松新支部長から花束贈呈が行われました。増田ちづ子前支部長におかれましては本当にありがとうございました。

西尾
支部平成27年度
定時総会開催

会報委員 岩瀬 孝広

日 時 平成27年 5月14日(木) 午後 5時～

場 所 F & G シーズン

出席者数 26名 委任状30名 合計56名



左記の日時において平成24年度定時総会が開催されました。

平井治清支部長の挨拶の後、議長が選任され、総会議事に入りました。

議題 1 平成26年度事業経過報告の件

2 平成26年度会計決算報告承認の件

3 平成27年度事業計画(案)承認の件

4 平成27年度会計予算(案)承認の件

5 役員改選の件

議事は円滑に運び、全議案とも原案通り可決し、新役員の紹介も行われました。

お忙しい中、西尾市長・榊原康正氏、愛知県議会議員・山田たかお氏、愛知県議会議員・渡辺靖氏、本会副会長・西川剛史会員にご来場頂き、お祝いのお言葉をいただきました。

総会終了後は、別席にて懇親会が開催されました。

中央
支部

平成27年度定時総会

会報委員 中村 美帆子

日 時 平成27年 5月16日(土)

午後 5時～ 8時

場 所 ANAクラウンプラザホテル

グランコート名古屋 5階



平成27年度の中央支部定時総会は、昨年と同じくANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋にて開催されました。

定刻通りに始まり、亀井直美会員の司会で次第に沿って総会が進んでいき、まずは物故会員への黙祷を行いました。次に竹田勲支部長による挨拶があり、

来賓として山田高嗣会長からご挨拶を頂きました。そして議長に仙石秀久会員、副議長に西川剛史会員が選任され、議事が進行していきました。

第1号議案 平成26年度会務報告承認の件

第2号議案 平成26年度決算報告承認の件

第3号議案 平成27年度事業計画(案)承認の件

第4号議案 平成27年度事業予算(案)承認の件

第5号議案 支部役員選任(案)承認の件

以上の議案が上程され、今年の総会では質疑応答は一度もなく、すべての議案が原案通り承認されました。

総会終了後、会場を隣りのローズルームⅡに移し、懇親会が開かれました。

今年は、古川元久衆議院議員、大塚耕平参議院議員、安田美沙子参議院議員、筒井タカヤ愛知県議会議員、つじ秀樹愛知県議会議員、政木りか愛知県議会議員、黒田太郎愛知県議会議員、中田ちづこ名古屋市議会議員、山田昌弘名古屋市議会議員の9名の議員の方々の出席がありました。

仙石秀久会員の乾杯のご発声で賑やかに歓談が始まり、新入会員の方からベテランの先生方まで、あちらこちらで話に花が咲いていました。

あっという間に懇親の時間も終わりに近づき、中央支部のさらなる発展を祈念して西川剛史会員により中締めがされ、今年度の中央支部定時総会は無事終了いたしました。

東名
支部

平成27年度定時総会

会報委員 中村 幸司

日 時 平成27年 5月16日(土)

午後 4時～ 6時

場 所 メルパルクNAGOYA

会員総数 125名

出席者数 99名(当日出席34名 委任状65名)



平成27年度第14期東名支部定時総会が開催されました。

定刻になり司会者の成田賢治会員の開会のことばに始まり、岩永亨支部長が来賓の方々と出席会員へ挨拶をされた後、本会の前田望副会長をはじめとする来賓の方々より順にご祝辞をいただきました。

その後、議長には加藤一夫会員、副議長には西山広明会員が指名され、議長による議事録署名者の指名と議長挨拶の後、直ちに報告事項及び審議事項に入りました。

報告事項 平成26年度 事業経過報告
 第1号議案 平成26年度 収支決算報告
 第2号議案 平成27年度 事業計画(案)
 第3号議案 平成27年度 収支予算(案)
 第4号議案 任期満了による役員改選

以上の各議案を議場に諮り、慎重審議を経て、満場一致にて各議案可決承認されました。

議長退任後、閉会のことばで定時総会が締められました。

その後、会場を移し、会員相互の親睦を兼ねた懇親会が開催されました。定時総会から引き続き多くの会員が参加し、和やかな懇談の中、盛会のうちに終了いたしました。



岡崎支部 **平成27年度 定時総会開催**

会報委員 伊東 毅

日 時 平成27年 5月16日(土)

午前10時30分～11時30分

場 所 岡崎市竜美丘会館 501会議室

会員総数 191名

出席者数 135名

(内訳 当日出席31名 委任状104名)



平成27年度の岡崎支部総会が開催されました。竹田雅彦副支部長が司会を務め、小林幸男副支部長の開会の辞で始まりました。

支部長挨拶では、島津達雄支部長より「行政書士の役割及び業務について、より多くの市民に知ってもらうために、無料相談会を通して積極的に広報活動を継続していく」などの力強いメッセージがありました。

続いて片岡則夫会員が議長に選出され、議事に入りました。昨年度の会務報告・決算報告書及び今年度の事業計画案・予算案は、すべて滞りなく承認されました。

総会では、愛知県行政書士会会員の中根康浩衆議院議員から祝辞を頂き、重徳和彦衆議院議員、青山周平衆議院議員からの祝電が披露されました。

総会終了後の懇親会では、内田康宏岡崎市市長、青山周平衆議院議員、本会の西川剛史副会長より祝辞を頂きました。美味しい食事と共に和やかな雰囲気の中、ベテラン会員と若手会員とが談笑するなど、今まで以上に親睦を深めることができました。

東三
支部

平成27年度 第1回 アーカイブ研修会

会報委員 水野 悠

日 時 平成27年 5月16日(土)
午後 1時30分～ 4時30分

場 所 愛知大学豊橋キャンパス 6号館621教室

出席者 会員22名 補助者 2名



5月16日、愛知大学豊橋キャンパスにて、東三支部第1回アーカイブ研修会が開催されました。

昨年から開催されているアーカイブ研修は、地理的な点から本会研修に頻繁に参加することが困難な東三支部会員向けに、DVDを上映するとともに、その場での質疑応答を行うことで、会員の業務についての学習とともに、利便性向上を目的としたものです。

今回は、平成26年3月17日に本会私法業務部門研修会として、服部善一会員が講師を務められた「遺産分割協議書の作成について」を上映しました。

前半は、遺産分割協議書作成業務を法律面からみた根拠と業実についての確認から始まり、遺産分割の意義、遺言による場合、協議による場合及び無効になる事例を見ながら最も一般的なものと考えられる分割協議書のひな型を読み込むことで、本業務を俯瞰する内容となっております。

続く後半は、分割協議書作成を行う際の調査、注意点、符号についての細かな論点から、「表題・前文」→「不動産」→「動産」→「後文」→「署名」「数次相続」→「祭祀」→「債務承継」→「代償分割」といった各項目についての具体的な記載例を検証しつつ、解説いただく内容となっております。

即業務に使える内容であるとともに、参加会員数が、アーカイブ研修会としては最多となり、遺産分割協議書作成業務への関心の高さを感ずる研修会となりました。

名南
支部

平成27年度 定時総会

会報委員 長峰 均

日 時 平成27年 5月18日(月)
午後 5時30分より

場 所 サイプレスガーデンホテル (金山)

会員総数 199名 (平成27年 3月31日現在)

出席者数 116名 (当日出席46名、委任状70名)

来賓者数 8名 (懇親会出席者も含む)



標記のごとく、平成27年度名南支部定時総会が適正に開催されました。

【議事】

第1号議案 支部活動の概要ならびに平成26年度会務報告承認の件

第2号議案 平成26年度会計報告ならびに財産目録承認の件

監査報告 監事：鰐部伸一、頼田佳代子

第3号議案 平成27年度事業計画(案)承認の件

第4号議案 平成27年度会計予算(案)承認の件

第5号議案 役員改選の件(役員選考委員会)

定刻、司会者に堀井敏秀副支部長が選出され、司会者進行の下、故 山田武会員に対し、出席者全員で黙祷を捧げました。

続いて、青木功幹事により開催宣言が発せられ、石川光男支部長の挨拶及び、本会から出席された山田高嗣会長からの祝辞を戴きました。

また、来賓として御臨席戴いた、岡明彦愛知県議会議員、横井利明名古屋市長議員、中里高之名古屋市長議員からもそれぞれ御祝辞の挨拶を戴きました。

議事に入るにあたり、司会者から新入会員13名中出席された7名の紹介がされました。

その後、出席会員数の確認・報告がなされた後、正副議長及び議事録署名人の選出が議場に諮られ、

議長には吉田秀子副支部長、副議長には鬼頭喜代志副支部長（本会理事）、議事録署名人には出原輝明副支部長と鈴木孝一幹事がそれぞれ選出されました。

議長の発議にて議事に入り、山本篤副支部長と安田正倫会計担当幹事からの報告・提案が諮られ、審議の結果、全議案とも満場一致にて速やかに承認されました。

最後に、河合治彦副支部長（本会監事）による閉会宣言にて総会を終了しました。

総会終了後、同ホテル別会場にて懇親会が催されました。

懇親会では川津聖司幹事の進行の下、来賓として出席された、かじ山義明愛知県議会議員、服部しんのすけ名古屋市議会議員、会員でもある杉浦光男豊明市議会議員、橋本ひろき名古屋市議会議員の両名より、それぞれ挨拶を戴きました。

その後、支部・本会役員として御功労頂いた水谷宏会員と佐藤幸生会員が本年度で退会されるという事で、石川支部長より感謝状の贈呈が行われました。

例年のごとく恒例のビンゴゲームを挟み、有意義

な会員交流と来賓交流も酣、青木幹事の締めにて終了となりました。毎年、鬼頭副支部長（理事）には、研修会・総会・懇親会のセットでの会場確保に御尽力頂き、心より感謝致します。

なお総会に先立ち、山本副支部長の講師にて、午後3時45分から行われた支部研修会『行政書士業務における倫理』では、①行政書士の遍歴②行政書士専業者と兼業者③業務遂行のための知識の習得④行政書士としてトラブルに巻き込まれる事例 等を実体験も交え講義して頂きました。

②に於いては、「確信的に仕事を行いトラブルに巻き込まれたりする事例もあり、他士業との関係も念頭に置く必要がある点や、脱法行為や違法性の危険がありそうな依頼は、勇気を持って断る事が大切である」と強調されました。

倫理観を持って仕事に取り組まないと、後から大なるツケが到来して全てを失う事にならないよう、情報のネットワークの必要性も講義されました。

有意義な講義、有難うございました。

尾張支部

平成27年度 第1回 建設環境部研修

尾張支部 谷内 有美奈

日時 平成27年5月18日(月)

午後6時～8時15分

場所 ルネック7階A会議室

テーマ 『①工事経歴書の作成』

『②経営事項審査について』

講師 杉田 貴信会員（尾張支部）

有馬 政宜様（杉田貴信会員事務所職員）

出席者 18名



今年度第1回目となる建設環境部の研修は、前半に有馬政宜様に「工事経歴書の作成について」。後半では尾張支部の杉田貴信会員に「経営事項審査の改正」をテーマに行われました。

前半の講義では、工事経歴書の書き方について、解説や注意点を豊富な資料により説明されました。工事現場に配置する技術者については、実務経験を交えた解説をされるなど今後の業務に大いに役立つお話を伺うことができました。前半講義の最後には、工事経歴書作成の知識の定着・確認のため、有馬様が作成された問題を解き解説をして頂きました。より理解を深めることとなりました。ありがとうございました。

後半の講義では経営事項審査の改正となった、技術職員・建設機械について解説して頂きました。

講師の杉田貴信会員には、昨年度から4回にわたり丁寧な講義をして下さり、非常に充実した研修を行うことができたことを感謝申し上げます。そして、お忙しい中講師をお引き受けくださり、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

事務局だより

■平成27年4月

1日(水)	<p>本会常設無料相談会開催 届出済行政書士管理委員会開催</p>
2日(木)	<p>コスモスあいち入会前研修②開催 コスモスあいち更新研修②開催</p>
3日(金)	<p>部長会開催</p>
4日(土)	<p>前田副会長 名城大学院科目履修 行政法Ⅱ 挨拶 建設業関係許可申請等受付補助業務要員打合せ会開催</p>
6日(月)	<p>幹事会開催 山田会長、西堀副会長、熊田局長 愛知県法務文書課 訪問挨拶</p>
7日(火)	<p>紛争解決小委員会開催 ADR手続説明会開催 コスモスあいち部長会開催 刈谷市役所無料相談会開催</p>
8日(水)	<p>第1回役員推薦委員会開催</p>
9日(木)	<p>吉川常務理事、熊田局長 防音事業開札 山田会長、西川副会長、浅井常務理事 愛知県建設業不動産課 来館応対 コスモスあいち入会前研修③開催 コスモスあいち更新研修①開催</p>
10日(金)	<p>経理部会開催 法務部会開催</p>
11日(土)	<p>吉川常務理事 名城大学院科目履修 民法Ⅱ 挨拶 建設業関係許可申請等受付補助業務要員打合せ会開催 山田会長 海部支部総会出席</p>
13日(月)	<p>本会常設無料相談会開催 山田会長、西川・西堀副会長、外園常務理事 名古屋入管局長 訪問 野田常務理事、小早川課長 顧問弁護士事務所 訪問</p>
14日(火)	<p>部長会開催 監査会開催 政連財務委員会開催 政連監査会開催 会報委員会開催</p>
15日(水)	<p>届出済行政書士管理委員会指定研修会開催 交通事故関係打合せ開催</p>
16日(木)	<p>子安常務理事、岡田理事 名城大学訪問 コスモスあいち入会前研修④開催 コスモスあいち更新研修②開催</p>
17日(金)	<p>西川副会長 日行連申取実務研修 出席 経審新規要員実習開催 登録申請説明会開催 職務上請求書ビデオ説明会開催 登録証交付式</p>

■平成27年 4 月

18日(土)	山田会長 昭和支部総会 出席
20日(月)	部長会開催 理事会開催 幹事会開催
21日(火)	山田会長 日行連常任理事会 出席 ADR手続説明会開催 ADR実施結果報告会開催 西堀副会長 知多支部総会 出席
22日(水)	山田会長 日行連常任理事会、理事会 出席 西堀副会長 愛知県弁護士会会長就任披露パーティー 出席
23日(木)	山田会長 日行連理事会 出席 西川副会長 日政連幹事会 出席 建設業務相談会開催 久野副会長、野田常務理事、小早川課長 少額訴訟提起 コスモスあいち入会前研修⑤開催
24日(金)	西川副会長 日政連幹事会 出席 蟹江常務理事 ADR申込者との打合せ ADR第0011号事案第1回開催
25日(土)	名城大学院科目履修 行政法Ⅱ 開催 前田副会長 尾北支部総会出席
27日(月)	コスモスあいち業務管理部会開催
28日(火)	ADR第0012号事案第1回開催
30日(木)	西堀副会長、蟹江常務理事 キャッスルプラザと総会打合せ

■平成27年 5 月

2日(土)	名城大学院科目履修 民法Ⅱ 開催
7日(木)	届出済行政書士管理委員会開催 交通事故関係打合せ開催
8日(金)	部長会開催 第1回総会運営委員会開催 久野副会長 新城支部総会出席 前田副会長 東三支部総会出席
9日(土)	名城大学院科目履修 行政法Ⅱ 開催 山田会長 尾張支部総会出席
11日(月)	西川副会長、伊藤課長 名古屋入管申取届出 山田会長 一宮支部総会出席
12日(火)	本会常設無料相談会開催 経審新規要員養成実習開催 山田会長、西堀・西川副会長、外園常務理事 国際協力センター来館対応 コスモスあいち業務相談会開催

■平成27年3月

13日(水)	第2回役員推薦委員会開催
14日(木)	山田会長 民主党議連幹部との懇談会出席 新規登録受付 西川副会長 西尾支部総会出席
15日(金)	田宮名誉会長、山田会長 黄綬褒章伝達式・記念品贈呈式 出席 新規登録受付 紛争解決小委員会開催 西川副会長 西北支部総会出席 前田副会長 豊田支部総会出席 久野副会長 碧海支部総会出席 大村ひであき昼食懇談会参加 コスモスあいち入会説明会開催
16日(土)	山田会長 中央支部総会出席 西堀副会長 名古屋支部総会出席 前田副会長 東名支部総会出席 西川副会長 岡崎支部総会出席
18日(月)	山田会長 名南支部総会出席
19日(火)	ADR手続説明会開催
20日(水)	職務上請求書ビデオ説明会開催 登録証交付式 経審新規要員養成実習開催 山田会長 岐阜会総会出席
21日(木)	西川副会長 日行連申取事務研修 出席 西堀副会長 宅建協会総会出席
22日(金)	久野副会長 三重会総会出席 前田副会長 石川会総会出席 山田会長 富山会総会出席 ADR第0011号事案第2回開催
23日(土)	名城大学院科目履修 民法Ⅱ 開催 西川副会長 司法書士会総会出席
25日(月)	正副会長会開催 第2回総会運営委員会開催
26日(火)	苦情対応委員会開催 会報委員会開催 届出済行政書士管理委員会開催
27日(水)	部長会開催
28日(木)	西川副会長 社労士会総会出席
29日(金)	平成27年度第65期定時総会、定期大会開催 部長会開催 第3回総会・大会運営委員会開催
30日(土)	山田会長 福井会総会出席 名城大学院科目履修 行政法Ⅱ 開催



会 | 員 | の | 動 | 向

平成27年 5月25日現在

個人会員数 2,785人
法人会員数 17法人

新規登録入会者の紹介



登録番号 第15190491号
会員番号 第5456号
入会年月日 平成27年 4月 2日
氏名 新田 賢治

事務所 ふじまる行政書士事務所
海部郡蟹江町大字須成字藤丸2022番78
電話番号 0567-96-1200 所属支部 海部



登録番号 第15190495号
会員番号 第5460号
入会年月日 平成27年 4月 2日
氏名 伊藤 裕一

事務所 行政書士伊藤総合事務所
名古屋市天白区植田三丁目103番地 メゾン高和1階
電話番号 052-808-0570 所属支部 昭和



登録番号 第15190492号
会員番号 第5457号
入会年月日 平成27年 4月 2日
氏名 飯島 明伸

事務所 行政書士飯島明伸事務所
名古屋市守山区小幡南二丁目10番18号
電話番号 052-793-2243 所属支部 東名



登録番号 第15190496号
会員番号 第5461号
入会年月日 平成27年 4月 2日
氏名 石原 健嗣

事務所 石原健嗣行政書士事務所
名古屋市名東区明が丘123番地1 ふぉーとれす藤ヶ丘403
電話番号 052-739-7797 所属支部 中央



登録番号 第15190493号
会員番号 第5458号
入会年月日 平成27年 4月 2日
氏名 廣瀬 亮一

事務所 行政書士広瀬亮一事務所
名古屋市中川区花池町3丁目27番地
電話番号 050-7770-4361 所属支部 名古屋



登録番号 第15190497号
会員番号 第5462号
入会年月日 平成27年 4月 2日
氏名 関 啓賀

事務所 関行政書士事務所
知多郡武豊町字土穴50番地 3
電話番号 0569-73-2236 所属支部 知多



登録番号 第15190494号
会員番号 第5459号
入会年月日 平成27年 4月 2日
氏名 安立 啓

事務所 行政書士安立啓事務所
北名古屋市鹿田清水99番地 シャンポール松本202号
電話番号 0568-65-6956 所属支部 西北



登録番号 第15190498号
会員番号 第5463号
入会年月日 平成27年 4月 2日
氏名 森本 隆司

事務所 行政書士リセス法務事務所
名古屋市天白区元八事三丁目220番地 (Retreat204)
電話番号 080-4548-2444 所属支部 昭和

会員の動向



登録番号 第15190499号
会員番号 第5464号
入会年月日 平成27年4月2日
氏名 佐藤 甫

事務所 佐藤甫行政書士事務所
名古屋市千種区池上町1丁目5番地
電話番号 052-734-2667 所属支部 中央



登録番号 第15190896号
会員番号 第5469号
入会年月日 平成27年5月1日
氏名 太田 浩二

事務所 太田行政書士事務所
名古屋市緑区砂田一丁目513番地
電話番号 052-623-2525 所属支部 名南



登録番号 第15190500号
会員番号 第5465号
入会年月日 平成27年4月2日
氏名 松田 義行

事務所 オフィス松田行政書士事務所
春日井市西屋町字中新田25番地14
電話番号 0568-33-0057 所属支部 尾張



登録番号 第15190897号
会員番号 第5470号
入会年月日 平成27年5月1日
氏名 深谷 恵久

事務所 行政書士ふかやしげひさ事務所
東海市荒尾町仏供田68番地
電話番号 052-603-0785 所属支部 知多



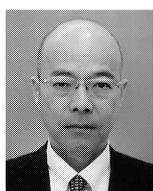
登録番号 第15190501号
会員番号 第5466号
入会年月日 平成27年4月2日
氏名 杉浦 麻紀子

事務所 行政書士なつめ法務事務所
尾張旭市井田町二丁目261番地
電話番号 0561-56-2144 所属支部 東名



登録番号 第15190898号
会員番号 第5471号
入会年月日 平成27年5月1日
氏名 大谷 淳平

事務所 行政書士大谷事務所
新城市富岡字門原野164番地
電話番号 0536-26-0670 所属支部 新城



登録番号 第15190894号
会員番号 第5467号
入会年月日 平成27年5月1日
氏名 田平 義郎

事務所 ライズ行政書士事務所
名古屋市守山区大森二丁目2812番地
電話番号 052-768-2188 所属支部 東名



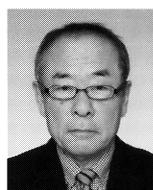
登録番号 第15190899号
会員番号 第5472号
入会年月日 平成27年5月1日
氏名 佐藤 真美

事務所 行政書士オフィス真美
名古屋市東区豊前町2丁目38番地の2(イーストリバージュ1001号)
電話番号 090-3483-3985 所属支部 中央



登録番号 第15190895号
会員番号 第5468号
入会年月日 平成27年5月1日
氏名 水谷 博

事務所 フリーヒル行政書士事務所
名古屋市千種区自由ヶ丘2丁目8番7号
電話番号 052-784-8486 所属支部 中央



登録番号 第15190900号
会員番号 第5473号
入会年月日 平成27年5月1日
氏名 羽村 房雄

事務所 羽村行政書士事務所
知多郡武豊町字迎戸152番地5
電話番号 0569-73-0579 所属支部 知多



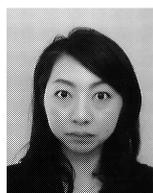
登録番号 第15190901号
 会員番号 第5474号
 入会年月日 平成27年5月1日
 氏名 高木 貴之

事務所 行政書士高木貴之江南事務所
 江南市古知野町福寿111 ホワイトタウン202号
 電話番号 0587-96-9564 所属支部 尾北



登録番号 第15190906号
 会員番号 第5479号
 入会年月日 平成27年5月1日
 氏名 勝木 務

事務所 勝木・あさひ行政書士事務所
 豊橋市東新町31番地 豊陽ビル2階
 電話番号 0532-39-5411 所属支部 東三



登録番号 第15190902号
 会員番号 第5475号
 入会年月日 平成27年5月1日
 氏名 小林 幸弓

事務所 行政書士小林さゆみ事務所
 名古屋市中区栄二丁目7番13号 ヴィア白川916号室
 電話番号 052-223-3660 所属支部 中央



登録番号 第15190907号
 会員番号 第5480号
 入会年月日 平成27年5月1日
 氏名 米村 篤史

事務所 米村篤史行政書士事務所
 岡崎市明大寺町字大塚25番地372
 電話番号 0564-73-6554 所属支部 岡崎



登録番号 第15190903号
 会員番号 第5476号
 入会年月日 平成27年5月1日
 氏名 佐久間 聡

事務所 おまかせ行政書士事務所
 一宮市向山町2丁目24番地1
 電話番号 0586-71-5588 所属支部 一宮



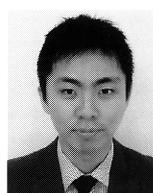
登録番号 第15190908号
 会員番号 第5481号
 入会年月日 平成27年5月1日
 氏名 名知 博毅

事務所 名知行政書士事務所
 春日井市押沢台3丁目3番地13
 電話番号 0568-92-6843 所属支部 尾張



登録番号 第15190904号
 会員番号 第5477号
 入会年月日 平成27年5月1日
 氏名 松浦 隆則

事務所 行政書士松浦隆則事務所
 小牧市大字本庄1987番地
 電話番号 0568-54-8577 所属支部 尾張



登録番号 第15190909号
 会員番号 第5482号
 入会年月日 平成27年5月1日
 氏名 白瀧 康浩

事務所 行政書士白瀧康浩事務所
 豊田市五ヶ丘一丁目25番地1
 電話番号 0565-78-2739 所属支部 豊田



登録番号 第15190905号
 会員番号 第5478号
 入会年月日 平成27年5月1日
 氏名 藤山 真吾

事務所 コスモス経営藤山真吾行政書士事務所
 名古屋市中区赤坪町134番地の1
 電話番号 080-3128-0537 所属支部 名南



登録番号 第15190910号
 会員番号 第5483号
 入会年月日 平成27年5月1日
 氏名 加藤 隆一

事務所 行政書士加藤隆一事務所
 安城市川島町上屋敷54番地5
 電話番号 0566-45-7215 所属支部 碧海

会員の動向



登録番号 第15190911号
会員番号 第5484号
入会年月日 平成27年5月1日
氏名 大島 一浩

事務所 大島行政書士事務所
犬山市大字羽黒新田字上蟬屋21番地
電話番号 0568-65-9521 所属支部 尾北



登録番号 第15190916号
会員番号 第5489号
入会年月日 平成27年5月1日
氏名 大森 照和

事務所 おおもり行政書士事務所
名古屋市中村区亀島二丁目4番15号
電話番号 090-8180-5429 所属支部 名古屋



登録番号 第15190912号
会員番号 第5485号
入会年月日 平成27年5月1日
氏名 山本 兼樹

事務所 行政書士山本兼樹事務所
常滑市飛香台2丁目14番地の8
電話番号 0569-84-1788 所属支部 知多



登録番号 第15190917号
会員番号 第5490号
入会年月日 平成27年5月1日
氏名 岩田 俊夫

事務所 行政書士岩田俊夫事務所
瀬戸市原山町110番地
電話番号 0561-82-8289 所属支部 東名



登録番号 第15190913号
会員番号 第5486号
入会年月日 平成27年5月1日
氏名 若山 哲史

事務所 行政書士若山総合事務所
名古屋市千種区池下一丁目11番21号 サンコート池下4階
電話番号 052-734-3669 所属支部 中央



登録番号 第15190918号
会員番号 第5491号
入会年月日 平成27年5月1日
氏名 溝渕 善隆

事務所 レオ行政書士事務所
名古屋市中川区山王四丁目8番3号 中日石油2F
電話番号 052-321-9708 所属支部 名古屋



登録番号 第15190914号
会員番号 第5487号
入会年月日 平成27年5月1日
氏名 浅井 美樹

事務所 行政書士浅井美樹法務事務所
名古屋市西区枇杷島一丁目13番6号
電話番号 052-982-9981 所属支部 西北



登録番号 第15190919号
会員番号 第5492号
入会年月日 平成27年5月1日
氏名 宮田 幸一

事務所 伍縁行政書士事務所
名古屋市南区呼続元町19番1号 茶ノ木荘101
電話番号 052-485-6250 所属支部 名南



登録番号 第15190915号
会員番号 第5488号
入会年月日 平成27年5月1日
氏名 藤井 基成

事務所 鯉江行政書士事務所
常滑市鯉江本町四丁目70番地
電話番号 0569-89-2680 所属支部 知多



登録番号 第15190920号
会員番号 第5493号
入会年月日 平成27年5月1日
氏名 都築 徳浩

事務所 行政書士つづきリーガルパートナーズ
岡崎市下青野町字東新居71番地
電話番号 090-1724-4879 所属支部 岡崎

事務所の変更案内

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
中央	山本 昌幸				事務所名称
	行政書士 東海マネジメント				
中央	伊藤 洋	名古屋市中区千代田五丁目19番4号	460-0012	052-265-7551	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	伊藤洋行政書士事務所				
中央	伊藤 暁美	名古屋市中区千代田五丁目19番4号	460-0012	052-265-7600	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	伊藤暁美行政書士事務所				
中央	伊藤 佳子			052-934-7082	事務所電話番号
中央	遠山 真人			052-711-6187	事務所電話番号
中央	松田 薫	名古屋市中区橋一丁目4番11号 (ル・ヴァン橋601号)	460-0016	052-265-8679	事務所所在地、 事務所電話番号
中央	落合 友実	名古屋市長東区にじが丘2丁目1番地 アルカンビル103号	465-0078	052-734-9831	事務所所在地、 事務所電話番号
西北	安立 啓			0568-65-6956	事務所電話番号
名古屋	大原 右文	名古屋市中村区鳥居西通二丁目8番地 ウエルネスビル2F	453-0054		事務所所在地
名古屋	廣瀬 雅俊	名古屋市中村区鳥居西通2丁目6番 第2エスビル2階	453-0054	052-411-6565	事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	千草 辰美				属性、 事務所名称
	新日行政書士法人				
昭和	森本 雄一				事務所名称
	ビクトリー行政書士事務所				
一宮	中村 麻里子			0120-357-873	属性、 事務所名称、 事務所電話番号
	行政書士中村麻里子事務所				
海部	半田 俊光	海部郡飛鳥村竹之郷二丁目73番地	490-1436		事務所所在地
海部	山口 智史			0567-31-8004	事務所電話番号
知多	早川 達也	東海市加木屋町順見52番地の4 ドミールはない(202号)	477-0032	0562-85-3478	事務所所在地、 事務所電話番号
知多	田中 聡			052-829-1427	事務所電話番号
岡崎	寺嶋 鉦一	岡崎市稲熊町字赤松1番地22	444-0071	0564-66-0207	事務所所在地、 事務所電話番号、 事務所名称
	行政書士寺嶋鉦一事務所				
岡崎	中根 猛	岡崎市戸崎新町3番地23	444-0849	0564-54-0145	事務所所在地、 事務所電話番号
豊田	太田 昌宏	みよし市三好町弥栄32番地	470-0224		事務所所在地、 事務所名称
	行政書士太田昌宏事務所				

会員の動向

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
豊田	齊藤 幸男	豊田市五ヶ丘5丁目2番地2	471-0814		事務所所在地
豊田	小川 一斗志				属性
豊田	西村 圭人	豊田市三軒町1丁目11番地 丸兼ビル102	471-0037		事務所所在地
豊田	鈴木 陽介				属性、 事務所名称
	睽行政書士事務所				
東三	影山 雅秀				事務所名称
	行政書士影山法務事務所				

法人会員の変更案内

法人番号 第1103101号
主たる事務所の法人番号 第1103101号
会員番号 第H21号
法人の名称 アスリート行政書士法人
主たる事務所の名称 アスリート行政書士法人
使用人名 中村 麻里子
所属支部 一宮
変更事由 使用人雇用又は退職

法人番号 第1300901号
従たる事務所の法人番号 第1300903号
会員番号 第H23号
法人の名称 行政書士法人優総合事務所
従たる事務所の名称 行政書士法人優総合事務所 豊田オフィス
社員名 鈴木 陽介
変更事由 従たる事務所廃止・社員脱退

退会者のお知らせ

支部	氏名	退会日
東名	早稲田 和 大	平成27年4月30日
尾張	松 田 隆 世	平成27年4月30日
知多	伊 藤 英太郎	平成27年4月30日
岡崎	杉 山 賀 弘	平成27年4月30日

ご逝去会員のお知らせ

碧海支部 鬼頭 三郎 会員 平成26年10月26日ご逝去 (享年76歳)

ご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

愛知県行政書士会
会長 山田 高嗣



特別研修「任意後見契約」の開催について

行政書士の本来業務である「権利義務・事実証明に関する書類の作成」の一つである任意後見契約の作成について、その基本から実践まで、実務経験豊富な講師による研修を以下のとおり開催します。

日 時	平成27年7月24日(金) 午後1時30分～4時30分 特別研修 午後5時～7時 懇親会
場 所	ウインクあいち 1203 愛知県名古屋市中村区名駅4丁目4-38 TEL 052-571-6131 http://www.winc-aichi.jp
講 師	糸 智仁コスモス業務執行理事兼研修相談委員長
受講料	4,000円(コスモス会員 2,000円) ※7月17日(金)までに指定口座へ振込み願います。
懇親会費	4,000円(当日支払い)
研修申込期限	7月10日(金)

※申込方法

コスモス会員の方

コスモス会員専用ページにログインしていただき、イベントリストから本研修を選び、出欠登録をおこなうか、所定の申込書をご記入の上、コスモス本部宛にFAX(050-3156-1646)をお願いいたします。

コスモス非会員の方

愛知県行政書士会ホームページの会員ページより、本研修を選び、申込書をダウンロードしていただき、ご記入の上、コスモス本部宛にFAX(050-3156-1646)をお願いいたします。もし、ご入手できない場合には、コスモス本部宛にメール(info@cosmos-sc.or.jp)してください。

コスモス広報月間活動報告

4月の広報月間において、愛知県下の各市町村福祉関係窓口及び関係施設等へコスモスあいちの周知及び連携強化等に向けた広報活動を実施しました。(訪問数63箇所)

お忙しい中、ご協力いただいた会員の皆様、ありがとうございました。PR活動をした中から、いくつかの問い合わせもあり、多大な効果がありました。

今後とも継続的にPR活動を実施していきたいと思っておりますので、宜しくお願いいたします。

コスモス成年後見サポートセンターへ 入会をご検討の方へ

コスモス成年後見サポートセンターの入会金、年会費は以下のとおりです。

入会金 10,000円

年会費 24,000円

※会員の方は、裁判所へ提出する名簿へ掲載されますので、ご承知ください。

※入会日までに、成年後見賠償責任保険へ加入が必要です。

豊田市共働事業 市民公開セミナー & 無料相談会開催のご案内

豊田市との共働事業による市民公開セミナー & 無料相談会を以下の日程で開催します。

開催日	場所
平成27年7月31日(金)	豊田市福祉センター 4階会議室
平成27年8月19日(水)	猿投コミュニティセンター 井郷交流館第1研修室
平成27年10月30日(金)	老人福祉センター豊寿園 大広間
平成27年11月26日(木)	サン・アビリティーズ豊田 研修室

※開催時間はいずれも午前10時から午後12時30分です。

コスモス業務相談会

成年後見業務に係る業務相談会を下記のとおり行います。業務相談を希望する会員の方は、コスモスあいち事務局まで電話にて申込み願います。

開催日	場所	申込期限
平成27年7月14日(火)	愛知県行政書士会 2階A会議室	平成27年7月10日(金)
平成27年8月11日(火)	愛知県行政書士会 2階A会議室	平成27年8月4日(火)
平成27年9月8日(火)	愛知県行政書士会 2階A会議室	平成27年9月4日(金)

時間 午後1時から午後4時まで

申込先 コスモスあいち事務局 TEL 052-908-3022

あ と が き

= 2年間の感謝をこめて =

この2年間、会報表紙を飾った役所の官舎シリーズとともに花を添えてくれたご当地キャラクターは、いかがでしたでしょうか。“ゆるキャラ”で一世風靡している“ふなっしー”ほどの認知度は無いにしても、それぞれの市区町村のキャラクターが、あらためてご当地の歴史を振り返るきっかけとなってくれたのではないのでしょうか。内容面でも、私たち行政書士の業務が広範囲に亘っているように、広く教養を養うという観点から原稿の依頼もしてまいりました。

平成27年度の役員改選に伴って、この会報もまた新たなコンセプトのもとで、スタートを切ることになることと思います。皆様方におかれましても心新たに、本会報誌の1ページをめぐっていただき、今後もお愛読いただきます様お願い申し上げます。

最後に、これまで支えて下さった広報部員・会報委員の皆様、ご寄稿いただきました先生方、そのほかご支援ご指導いただきました皆様方に、この場をお借りして深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

広報部部长 子安 幸代

《今月の表紙》 飛島村役場

飛島村は、愛知県の西南部、海部郡の南東端に位置し、東は日光川の中央を境とし、蟹江町・名古屋市港区に、西は筏川の中央を境とし、北は弥富市に隣接し、南は伊勢湾の最北部に面しています。

本村は、その面積のほとんどが開墾された土地です。1693年に大宝新田、1801年に飛島新田、1879年に政成新田が開拓されました。

その後、1889年に飛島、服岡、政成の合併によって海西郡飛島村が成立し、さらに1906年には、大宝、八島、重宝を合併して純農村地帯として発展を続けました。

また、1971年に名古屋港西部臨海地帯の西2区・4区が本村に編入されたことで現在の村域が形成されました。

本村開拓の歴史の中でも飛島新田は767ヘクタールと規模が大きく、大変困難をきわめた開拓でした。この新田は、当時、熱田奉行兼船奉行であった津金文左衛門が尾張藩主の命を受けて開墾されたもので、現在も本村開拓の恩人として、元松神明社に銅像としてその姿を留め、飛島の地を見守り続けています。

現在の本村の面積は約22.42km²と小さな村ですが、北部は農村地帯、南部は臨海工業地帯となっており、昔ながらの、田園風景と名古屋港を中心とした貿易の拠点としての機能が共存している村です。農村地帯では水稲・麦・露地野菜・温室野菜・花卉等の栽培が盛んに行われています。また、一部では金魚の養殖も行われています。

臨海工業地帯には、輸送関連会社・倉庫会社・木材関連事業所・鉄鋼関連事業所・火力発電所などが立地しており名古屋港の物流の重要な地域となっています。

(飛島村HPより抜粋)

会報271号 担当

広 報 部	担当副会長	前田 望
	部 長	子安 幸代
	次 長	岡田 英紀
会報委員会	委 員 長	袴田 崇
	副 委 員 長	長峰 均
	副 委 員 長	杉浦 美紀

会報271号 平成27年7月1日発行

発行人 山田 高嗣
編集人 子安 幸代
袴田 崇
発行所 愛知県行政書士会
〒461-0004
名古屋市東区葵一丁目15番30号
TEL 〈052〉 931-4068 (代)
FAX 〈052〉 932-3647
E-mail info@aichi-gyosei.or.jp
http://www.aichi-gyosei.or.jp
印刷所 日大印刷株式会社

頼りになるね、行政書士。

行政書士による常設無料相談会

行政書士法における業務範囲内でのご相談をお引き受けいたします

開設日 毎月 第2火曜日 **時間** 午前10時から午後4時まで

ところ 愛知県行政書士会館 地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分

内容 相続(遺産分割協議書作成)・遺言／各種契約書・合意書／定款
法人設立／建設業・風俗営業許可／土地開発／戸籍関係／帰化・入管関係
不動産関係／自動車登録／著作権等

※面接時間のご予約を承ります。お電話でどうぞ。

愛知県行政書士会 無料相談専用 Tel.052-908-7255

行政書士ADRセンター愛知



自転車事故に関する紛争※

- ・自転車と自転車の衝突
 - ・自転車と歩行者との衝突
 - ・自転車が引き起こした物損事故
- ※自転車以外の車両との衝突事故は除きます。

※の紛争については、申込の際の要求額が60万円を超えないものが対象になります。



居住用賃貸建物に関する敷金返還または原状回復に関する紛争

- ・敷金精算に関する紛争
- ・賃貸建物の原状回復費用の負担割合に関する紛争



愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争※

- ・ペットによる噛みつき、引っかき事故
- ・ペットが受けた噛みつき等の損害事故
- ・血統書付きのペットの売買に関する紛争
- ・ペットの鳴き声をめぐる紛争
- ・猫へのエサやりに関する紛争



外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

- ・外国人に対する職場ハラスメント
 - ・外国人の職場での待遇についての不満
 - ・外国人の就学者に対するいじめ
 - ・外国人就学者から学校へのクレーム
- ※職場・学校における外国人に対する宗教、環境その他文化的価値の違いに起因する紛争

行政書士ADRセンター愛知の紹介

- 運営主体：愛知県行政書士会(所管)
行政書士ADRセンター愛知運営委員会
 - 実施主体：運営委員会が選任した手続実施者
 - 実施場所：名古屋市東区葵一丁目15番30号
愛知県行政書士会館
 - 実施日：毎月第1、第3火曜日、午前10時から午後4時まで
(祝日・休日・年末・年始は休み)
- 当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。(認証番号No.62)
 - 当センターの利用に当たっては、事前に重要事項の説明を受けていただきます。
 - 当センターをご利用になるには、申込書や所定の資料を提出していただきます。

ADR専用 Tel.052-908-3021



●地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分